

令和8年度第1回宍粟市地域公共交通会議次第

日時 令和8年6月29日(月) 午後1時30分～
場所 宍粟市役所本庁舎 4階会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 委嘱状の交付
- 4 宍粟市地域公共交通会議委員の紹介……………1
- 5 宍粟市地域公共交通会議の趣旨説明……………3
- 6 宍粟市地域公共交通会議副会長兼監事の任命
- 7 議 事
 - (1) 令和7年度宍粟市地域公共交通会議事業報告について……………9
 - (2) 令和7年度宍粟市地域公共交通会議会計決算について……………10
 - (3) 宍粟市地域公共交通計画の進捗について……………12
 - (4) 令和8年度宍粟市地域公共交通会議事業計画(案)について……………18
 - (5) 令和8年度宍粟市地域公共交通会議会計予算(案)について……………19
 - (6) 宍粟市地域公共交通計画の変更について……………20
 - (7) 令和8年度地域間幹線系統補助に係る地域公共交通計画変更認定申請について……………23
 - (8) 令和9年度地域公共交通計画認定申請について……………35
 - (9) 路線再編の協議について……………74
- 8 報 告
 - (1) ちくさええとこバスの運行状況について……………76
 - (2) 乗継制度の廃止に向けた協議について……………77
- 9 そ の 他
- 10 閉 会

宍粟市地域公共交通会議委員名簿(第1回)

任期 R8.6.29～R10.3.31

	所 属	役 職	氏 名	出欠	備考
1	宍粟市	宍粟市副市長	水口 浩也	○	会長
2	住民代表	宍粟市社会福祉協議会事務局次長	春名 豊滋	○	副会長
3	住民代表	宍粟市連合自治会(山崎町連合自治会 代表)	久保 和則	○	
4	住民代表	宍粟市連合自治会(一宮町連合自治会 代表)	小林 浩	○	
5	住民代表	宍粟市連合自治会(波賀町連合自治会 代表)	山根 進	○	監事
6	住民代表	宍粟市連合自治会(千種町連合自治会 代表)	松下 信和	○	監事
7	住民代表	公募委員	井口 正也	○	
8	住民代表	公募委員	中林 久美子	○	
9	住民代表	宍粟市老人クラブ連合会長	鎌田 恵司	○	
10	学識経験者	兵庫県立大学 教授	兒山 真也	○	
11	バス事業者代表	神姫バス(株) 姫路営業所長	竹内 宏 代理:山梨 恭嘉	○	
12	バス事業者代表	(株)ウイング神姫業務部長	日下部 達也	○	
13	バス事業者団体代表	公益社団法人兵庫県バス協会専務理事	新屋敷 昭一	欠	
14	タクシー事業者代表	西播タクシー協会宍粟支部長	出雲 聖士	○	
15	労働団体代表	(株)ウイング神姫労働組合山崎支部支部長	中里 隆太 代理:清水 大志	○	
16	道路管理者	国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所龍野河川国道維持出張所 建設専門官	本勝 盛雄	○	
17	道路管理者	兵庫県龍野土木事務所宍粟事業所道路担当課長	瀧本 新也	○	
18	道路管理者	宍粟市建設部建設課長	今村 昭	○	
19	公安委員会	宍粟警察署交通課長	長谷川 聡史	○	
20	神戸運輸監理部	兵庫陸運部輸送部門 首席運輸企画専門官	栗原 岳志	○	
21	兵庫県西播磨県民局	光都土木事務所所長補佐(企画調整担当)	木下 長茂	○	

中央市地域公共交通会議事務局名簿

所 属	役 職	氏 名	備考
まちづくり部	部長	山本 信介	
まちづくり部	次長	菅野 達哉	
まちづくり部 まちづくり推進課	課長	石垣 統久	
まちづくり部 まちづくり推進課	係長	徳久阪 朗	
まちづくり部 まちづくり推進課	主査	藤多 祐太郎	
健康福祉部 障がい福祉課	副課長兼係長	清水 美志	
一宮市民局 まちづくり推進課	主事	溝口 ゆか	
波賀市民局 まちづくり推進課	主事	小國 駿平	
千種市民局 まちづくり推進課	主査	山田 築	

■オブザーバー

所 属	役 職	氏 名	備考
兵庫県土木部	交通政策課 副課長兼地域交通班長	小玉 嗣人 代理: 前川 祐一郎	
(株)ウイング神姫	業務部次長	藤本 直人	
(株)ウイング神姫	山崎営業所長	上山 英則	

宍粟市地域公共交通会議規約

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域の実情に応じた持続可能な交通サービスの実現をめざし、住民代表、事業者及び行政等が協働し意見聴取又は必要な協議を行うため、宍粟市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 交通会議の事務所は、兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 宍粟市役所内に置く。

(所掌事務)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項について意見聴取又は協議を行う。

- (1) 地域の実情に応じた地域交通のニーズの把握に関すること。
- (2) 地域における需要に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関すること。
- (3) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議に関すること。
- (4) 地域公共交通計画の実施に関する協議に関すること。
- (5) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (6) 地域公共交通確保維持改善事業に関すること。
- (7) 交通空白地輸送を行う自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

(組織)

第4条 交通会議は、次に掲げる委員をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 住民の代表
- (2) 学識経験者
- (3) バス、タクシー事業者及びそれらが組織する団体の代表
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (5) 道路管理者
- (6) 公安委員会
- (7) 神戸運輸監理部長又はその指名する職員
- (8) 兵庫県の関係職員
- (9) 宍粟市副市長
- (10) その他交通会議が必要と認める者

2 自家用有償旅客運送に係る協議を行う場合は、前項の委員に加えて、宍粟市内において現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者を交通会議の委員とする。

3 委員の任期は委嘱の日から翌年度の年度末までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(役員)

第5条 交通会議に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

(3) 監事 2人

2 会長は、宍粟市副市長とし、交通会議を代表し、その会務を総理する。

3 会長は、副会長及び監事を委員の中から任命する。

4 副会長は、会長を補佐して交通会議の業務を掌理し、会長不在の時は、会長の職務を代理する。

5 監事は、交通会議の会計監査を行う。

6 監事は、会計監査の結果を交通会議において報告する。

(会議)

第6条 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により交通会議に出席できないときは、その委員の代わりの者を出席させることができる。この場合において、代わりに出席した者は、委員とみなす。

4 交通会議の議決の方法は、原則として全会一致とするが、成立しない場合においては多数決とする。

5 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 交通会議は原則として公開とする。ただし、交通会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

7 前各項に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 交通会議において議決された事項については、交通会議の構成員はその結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第8条 交通会議に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第9条 第3条に掲げる事項について専門的な調査及び検討等、又は道路運送法第9条第4

項に規定する運賃等に関する協議を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、宍粟市公共交通担当課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 交通会議の経費は、必要に応じて負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 交通会議の予算の編成及び現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第13条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成26年6月24日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年1月26日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年6月25日から施行する。

宍粟市地域公共交通会議財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宍粟市地域公共交通会議規約（以下「規約」という。）第12条の規定に基づき、宍粟市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 交通会議の予算は、負担金、補助金、繰越金及びその他収入をもって歳入とする。

また交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、交通会議に諮るものとする。

3 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに交通会議に諮るものとする。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、宍粟市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の交通会議に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 交通会議の出納は、会長が行う。

2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(交通会議出納員)

第7条 会長は、交通会議の事務局職員のうちから交通会議出納員を命ずることができる。

2 交通会議出納員は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他の会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第8条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、宍粟市の例により行うものとする。

2 交通会議の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第5条に定められた監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第 2（第 4 条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

議事（１）令和７年度宍粟市地域公共交通会議事業報告について

宍粟市地域公共交通計画で掲げるめざすまちの将来像の実現及び計画目標の達成のため、計画の基本方針に沿って実施した令和７年度の事業は下表のとおりです。

実施時期	事業	内容
令和７年５月～令和８年３月	バス路線の見直し・地域の移動ニーズに即した移動体系や新モビリティサービスの検討	ちくさえとこバスの立上げについて、９月～１月に実証運行の実施にあたり、国庫補助の「交通空白」解消緊急対策事業補助金の活用、２月からの本格運行の開始手続き等を千種の事務局を中心に調整・支援
令和７年６月２５日	第１回宍粟市地域公共交通会議	Ｒ８地域公共交通確保維持事業、Ｒ７事業計画、運賃協議分科会の設置、千種線の路線再編、千種地域での代替移動手段の実証運行等について協議
令和７年１０月３０日	第２回宍粟市地域公共交通会議	千種町内小型バス路線の廃止、千種地域での代替移動手段の実証運行実施状況等について協議
令和７年１２月４日	バス乗り方教室（モビリティマネジメント・利用促進）	ウイング神姫協力のもと千種小学校１・２年生を対象に実施
令和７年１２月２２日	第３回宍粟市地域公共交通会議	自家用有償旅客運送（ちくさえとこバス）の登録申請等について協議
令和７年１０月～１２月	バス運行ダイヤ・ルートの見直し検討	市民からの要望等をもとに４月の改正に向けて検討
令和８年１月２９日	第４回宍粟市地域公共交通会議	Ｒ７地域公共交通確保維持改善事業の自己評価、小型バスのルート変更等について協議
令和８年２月２６日	バス乗り方教室（モビリティマネジメント・利用促進）	ウイング神姫協力のもと神野小学校１～３年生を対象に実施
令和８年３月１３日	しーたんバス時刻表の発行・全戸配布	Ｒ８時刻表を作成し、市内の各家庭に全戸配布
毎月１５日前後	小型バス利用者数の定例報告	市の広報紙配布に合わせて自治会長を対象に実施
通年	地域公共交通ネットワークの維持	地域公共交通確保維持改善事業を中心とした運行支援

議事(2)

令和7年度 宍粟市地域公共交通会議会計 決算

収入予算額	5,133,077円
支出予算額	5,133,000円
差引金額	77円（翌年度に繰り越し）

【収入の部】 (単位:円)

款	項	目	予 算 額	決 算 額	増 減	説 明
1負担金	1負担金	1負担金	390	0	△ 390	宍粟市負担金
2補助金	1補助金	1補助金	6,478,000	5,133,000	△ 1,345,000	R7地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (地域内フィーダー系統)※国から交付
3繰越金	1繰越金	1繰越金	77	77	0	令和4・5・6年度預金利子
4諸収入	1諸収入	1 雑 入	0	0	0	
合 計			6,478,467	5,133,077	△ 1,345,390	

【支出の部】 (単位:円)

款	項	目	予 算 額	決 算 額	増 減	説 明
1運営費	1会議費	1会議費	0	0	0	
	2事務費	1事務費	0	0	0	10需用費
			390	0	△ 390	11役務費 振込手数料
			0	0	0	12委託料
2事業費	1事業費	1事業費	6,478,000	5,133,000	△ 1,345,000	R7地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (地域内フィーダー系統)※バス事業者へ交付
3予備費	1予備費	1予備費	77	0	△ 77	
合 計			6,478,467	5,133,000	△ 1,345,467	

令和7年度宍粟市地域公共交通会議会計監査報告

令和7年度宍粟市地域公共交通会議会計決算について、宍粟市地域公共交通会議規約第5条第5項の規定により、諸帳簿及び領収書等を監査した結果、適正に処理していたことを認めます。

令和8年5月12日

監 事 小 林 浩



令和8年4月6日

監 事 鎌 田 恵 司



議事（3）宍粟市地域公共交通計画の進捗について

基本施策		施策メニュー		具体的な取組内容	実施状況（R7）
1	地域公共交通ネットワークの維持	1	国と県、市、バス事業者の協調による路線バスの維持	行政の補助によるバス路線の維持	・地域公共交通確保維持改善事業 ・生活バス補助金、地方バス補助金
2	人とまちをつなぐ地域公共交通の充実	2	新病院の開設に伴うバス路線の見直し	通院利用を想定した運行ルートの見直し	R9見直しに向け、関係機関と検討中
		3	豊かな自然を生かした観光施設との連携	地域公共交通と連動した取組の実施	未実施
				「宍粟市ぶらっと自転車下り」の利用促進、事業支援	運行事業者により実施
				自転車貸出環境の充実	観光協会にて実施
3	誰もが安心して利用できる環境の整備	4	利用状況や住民のニーズ、乗り継ぎ等を考慮したダイヤやルートの見直し	市内路線バスの見直し	要望調査や市民からの意見に基づき実施
		5	利用しやすい運賃・サービスの周知	定額料金制度の周知	時刻表・市公式サイト等にて実施
				お得な乗車券の販売、周知	時刻表・市公式サイト等にて実施

基本施策		施策メニュー		具体的な取組内容	実施状況（R7）
3	誰もが安心して利用できる環境の整備	5	利用しやすい運賃・サービスの周知	乗継制度・フリー降車区間の周知	時刻表・市公式サイト等にて実施
		6	ノンステップバス等のユニバーサルデザイン車両の導入促進	国や県の制度を活用したユニバーサルデザイン車両の導入支援	車両減価償却費等国庫補助金の活用、県市町随伴補助（R6～R10） 神姫バス6台 ウイング神姫1台
4	誰一人取り残さないための移動支援の充実	7	身体障がい者、精神障がい者に対する運賃助成	身体障がい者や精神障がい者に対する運賃割引助成	主に福祉部局にて利用促進を実施
		8	高齢者の運転免許返納に対する支援	高齢者運転免許自主返納サポート制度の周知・利用促進	バス時刻表等に掲載
		9	外出支援サービスや介護タクシー等の福祉輸送の活用	外出支援サービスや介護タクシーの活用	福祉部局にて実施
5	未来へつなぐ地域公共交通の推進	10	市内路線バスにおける貨客混載の実施	貨客混載の実施	千種線で郵便物の輸送
				貨客混載の取組の拡大	未実施
		11	地域の移動ニーズに即した移動体系の検討・運行支援	地域の移動実態に応じた移動手段の検討・見直し	千種地域でちくさええとこ協議会が運行を開始したAIデマンド乗合交通「ちくさええとこバス」の立上げ支援

基本施策		施策メニュー		具体的な取組内容	実施状況（R7）
5	未来へつなぐ地域公共交通の推進	11	地域の移動ニーズに即した移動体系の検討・運行支援	自家用有償旅客運送「三方繁盛つれてってカー」の運行支援	三方繁盛つれてってカー・ちくさええとこバスの運行支援
		12	地域公共交通に触れる機会の創出	路線バスの乗り方教室の実施	実施回数：2回/年 対象者：市内小学校2校 （12/4千種小学校1・2年生23名、2/26神野小学校1～3年生38名）
				時刻表の作成・配布	時刻表を作成し、3月の広報紙配布に合わせて全戸配布を行った。
				市の広報媒体を活用した周知	小学校での乗り方教室の様子をしそうチャンネルと広報紙で発信
		13	運転手の担い手確保に向けた支援	市広報・HP等への掲載	バス事業者が市の仕事の相談窓口「穴栗わくわくステーション」のHPに求人を掲載
				大型二種免許取得の補助制度の活用	バス事業者により実施
				Uターン・Iターン・Jターン就職を対象とした職業の紹介	未実施
		14	新モビリティサービスの検討	新たな運行サービスの導入に向けた検討・協議	標準的なバス情報フォーマット（GTFS-JP）のデータ更新（小型バス13路線・循環バス1路線）

基本施策		施策メニュー		具体的な取組内容	実施状況（R7）
6	環境に配慮した地域公共交通の推進	15	環境に配慮した新型車両導入の検討	国や県の制度を活用した環境に優しい車両の導入支援	車両減価償却費等国庫補助金の活用、県市町随伴補助（R6～R10） 神姫バス6台 ウイング神姫1台
		16	パーク＆ライドの利用促進	パーク＆ライドの利用促進	姫新線P＆Rの募集・受付

＜地域公共交通計画の評価等結果の様式＞

宋栗市地域公共交通計画の評価等結果（令和 7 年 4 月～ 8 年 3 月）

目標	目標を達成するための取組	調査方法	達成状況・分析	評価・次年度に向けた課題や取組	備考
【評価指標 1】バス利用者数 大型バス利用者数 206,518人（R5） 223,100人（R10） 223,100人（R15） 小型バス・循環バス利用者数 24,398人（R5） 31,600人（R10） 31,600人（R15） 三方繁盛つれてってカー利用者数 177人（R5） 240人（R10） 240人（R15） 広域バス・高速バス利用者数 614,063人（R5） 614,000人（R10） 614,000人（R15）	基本施策 3 誰もが安心して利用できる環境の整備 基本政策 4 誰一人取り残さないための移動支援の充実 基本施策 5 未来へつなぐ地域高y校交通の推進 基本施策 6 環境に配慮した地域公共交通の推進	バス事業者の所有データ、自家用有償旅客運送事業者の集計データにより確認	【達成状況】 大型バス利用者数 200,171人（R7） 小型バス・循環バス利用者数 26,744人（R7） 三方繁盛つれてってカー利用者数 268人（R7） 広域バス・高速バス利用者数 776,897人（R7） 【分析】 大型バス利用者数は、目標を下回った。少子化により高校生の数が減少傾向にあることが要因と考えられる。小型・循環バスも目標を下回ったが、戸原線や蔦沢線、循環バス等、市南部の路線を中心に前年度比では増加した。三方繁盛つれてってカーは、目標を上回った。月ごとの実利用人数は10人前後だが、リピーターがあり、延べ利用者数は増加した。通院や買い物利用を中心に地域の移動手段として活用されている。広域バス・高速バスは目標を上回った。たつの市・姫路市内の高校への通学需要が増加しているためと思われる。	乗車体験イベントの実施や地域公共交通の周知等により利用促進に努め、利用者数の増加を図るとともに、適切なダイヤやルートの見直しを実施することで、収支率の向上および市が負担する補助額の適正化をめざす。また、利用の少ない小型バス路線については、利便性向上と効率化の両立をめざして、デマンド交通等の代替移動手段の検討を進める。	大型バス利用者数 204,792人（R6） 小型バス・循環バス利用者数 25,457人（R6） 三方繁盛つれてってカー利用者数 260人（R6） 広域バス・高速バス利用者数 748,664人（R6）
【評価指標 2】路線ごとの収支率 市内を運行する地域公共交通の収支率 15.2%（R5） 15.2%（R10） 15.2%（R15）		バス事業者の所有データにより算定 収支率＝運賃収入÷運行経費	【達成状況】 市内を運行する地域公共交通の収支率 12.51%（R7） 【分析】 目標を下回っており、昨年度よりも悪化した。要因としては、主に大型バス路線の人件費や修繕費等の高騰により運行経費が増加したため。		市内を運行する地域公共交通の収支率 12.97%（R6）

【評価指標 3】 財政負担の維持 市が地域公共交通に対して負担している補助額 145,000千円（R5） 現状維持（R10） 現状維持（R15） （参考）人口将来推計から見る市民一人当たりの負担額 4,400円（R5） 4,900円（R10） 5,500円（R15）	基本施策 3 誰もが安心して利用できる環境の整備 基本政策 4 誰一人取り残さないための移動支援の充実 基本施策 5 未来へつなぐ地域高y校交通の推進 基本施策 6 環境に配慮した地域公共交通の推進	市所有データにより算定 市から運行事業者への運行経費補助、車両購入費補助、運賃補助等の合計	【達成状況】 市が地域公共交通に対して負担している補助額 195,336千円（R7） （参考）人口将来推計から見る市民一人当たりの負担額 6,100円（R7） 【分析】 目標を下回った。主に人件費や修繕費等の運行にかかる経費が増加し、それに比例して市が負担する補助額や市民一人当たりの負担額も増加している。	乗車体験イベントの実施や地域公共交通の周知等により利用促進に努め、利用者数の増加を図るとともに、適切なダイヤやルートの見直しを実施することで、収支率の向上および市が負担する補助額の適正化をめざす。 また、利用の少ない小型バス路線については、利便性向上と効率化の両立をめざして、デマンド交通等の代替移動手段の検討を進める。	市が地域公共交通に対して負担している補助額 184,538千円（R6）
【評価指標 4】 地域公共交通の利用促進 しーたんバス時刻表の発行部数 全戸配布（R5） 全戸配布（R10） 全戸配布（R15） 路線バスの乗車体験イベントの実施 未実施（R5） 4回/年（R10） 4回/年（R15）		市取組実績により確認	【達成状況】 ・しーたんバス時刻表の発行部数 全戸配布（R7） ・路線バスの乗車体験イベントの実施 2回/年（R7） 【分析】 時刻表は予定どおり全戸に向けて発行。 また、乗り方教室を市内の小学校2校を対象に実施。実施した学校の先生からは、生徒に非常に好評だったという感想をいただいた。小学校での実施は初めてということもあり、2回の実施に留まった。	・バス時刻表は、市民が路線バスを利用しやすいように分かりやすい内容の記載に務める。 ・乗車体験イベントについて、小学校での実施は、学校からも好評だったため、次年度も引き続き実施する。実施対象の拡大に取り組む。	しーたんバス時刻表の発行部数 全戸配布（R6） 路線バスの乗車体験イベントの実施 3回/年（R6）

議事（４）令和８年度宍粟市地域公共交通会議事業計画（案）について

宍粟市地域公共交通計画で掲げるめざすまちの将来像の実現及び計画目標の達成のため、計画の基本方針に沿って実施する主な事業計画案は下表のとおりです。

実施時期	事業	内容
令和８年６月２９日	第１回宍粟市地域公共交通会議	地域公共交通確保維持事業、
令和８年９月頃	バス利用者・地元自治会長への要望調査	バス停での調査またはアンケート調査等を行う
令和８年１０月～１２月	バス運行ダイヤ・ルートの見直し検討	要望調査で聞き取った内容等をもとに翌年４月の改正に向けて検討
令和９年１月末頃	第２回宍粟市地域公共交通会議	地域公共交通確保維持事業に係る計画の自己評価について、千種地域の自家用有償旅客運送について
令和９年３月１５日	しーたんバス時刻表の発行・全戸配布	次年度の時刻表を作成し、市内の各家庭に全戸配布
毎月１５日前後	小型バス利用者数の定例報告	市の広報紙配布に合わせて自治会長を対象に実施
通年	地域公共交通ネットワークの維持	地域公共交通確保維持改善事業を中心とした運行支援
	バス路線の見直し・地域の移動ニーズに即した移動体系や新モビリティサービスの検討	利用の少ないバス路線の見直しを検討し、併せて代替移動手段の検討を行う 市内バス路線の一部 IC 化を進める R10.3 の新病院開院に向けたバス運行ダイヤ・ルートの検討
	地域公共交通と観光施策との連携の検討	路線バスを利用した観光におけるモデルルートの検討を行う
	貨客混載の取組みの検討	貨客混載事業の拡大に向けて検討を行う
	運転手の担い手確保に向けた検討	不足する運転手の確保に向けた支援を検討する
随時	バスの乗り方教室	市内小学校、地区自治会等を対象に年４回を目標に実施

議事(5)令和8年度宍粟市地域公共交通会議会計予算(案)について

令和8年度 宍粟市地域公共交通会議会計 予算(案)

収入予算額	5,133,077円
支出予算額	5,133,077円
差引金額	0円

【収入の部】 (単位:円)

款	項	目	前年度 決算額	本年度 予算額	説 明
1 負 担 金	1 負 担 金	1 負 担 金	0	0	宍粟市負担金
2 補 助 金	1 補 助 金	1 補 助 金	5,133,000	5,133,000	R8地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統)※国から交付
3 繰 越 金	1 繰 越 金	1 繰 越 金	77	77	令和4・5・6年度預金利子
4 諸 収 入	1 諸 収 入	1 雑 入		0	
合 計			5,133,077	5,133,077	

【支出の部】 (単位:円)

款	項	目	前年度 決算額	本年度 予算額	説 明
1 運 営 費	1 会 議 費	1 会 議 費	0	0	
	2 事 務 費	1 事 務 費	0	0	10需用費
			0	0	11役務費 振込手数料
			0	0	12委託料
2 事 業 費	1 事 業 費	1 事 業 費	5,133,000	5,133,000	R8地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統)※バス事業者へ交付
3 予 備 費	1 予 備 費	1 予 備 費	0	77	
合 計			5,133,000	5,133,077	

議事（６）宍粟市地域公共交通計画の変更について

１．計画変更の理由

地域公共交通計画には、地域公共交通確保維持改善事業（国庫補助金）による補助を受けるために補助の対象となる系統の位置づけや役割等について記載する必要がある。

宍粟市地域公共交通計画（令和６年３月策定、令和７年１０月一部改訂）においても補助対象の系統について記載しているが、当該系統について変更が生じたため、計画の記載内容の変更を行う。

２．計画変更内容

一宮町安積地内の「いちのびあバス停」を令和８年３月末に廃止

→ 補助対象の路線（下三方線）から「いちのびあ」の記載を削除

３．計画変更箇所

次ページ新旧対照表のとおり



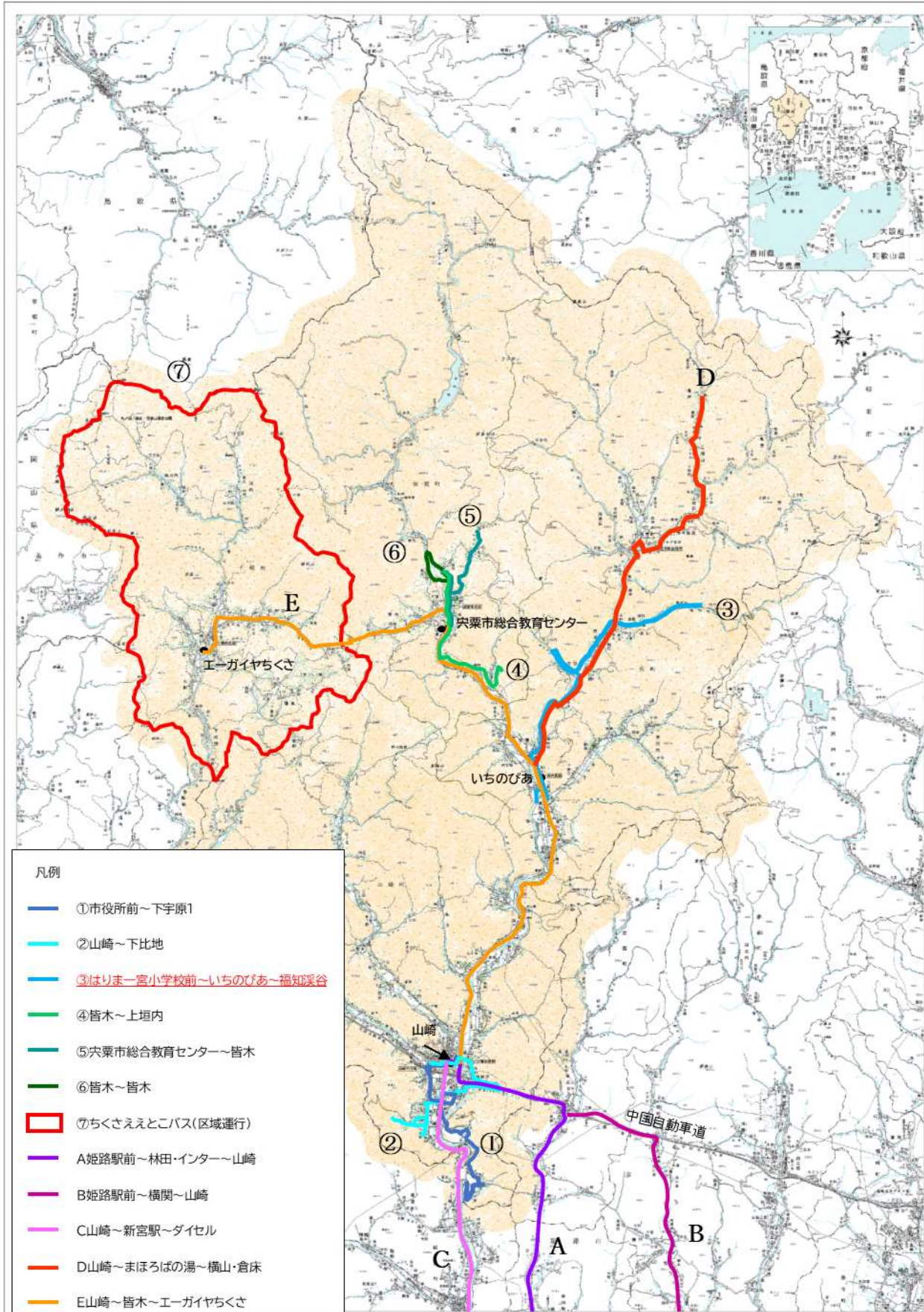
（参考）地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金の要件

地域公共交通計画（本体）に運行系統の位置づけ・役割、確保維持改善事業の必要性、運行系統に係る事業及び事業の実施主体の概要、定量的な目標・効果及び評価手法の記載があること ほか

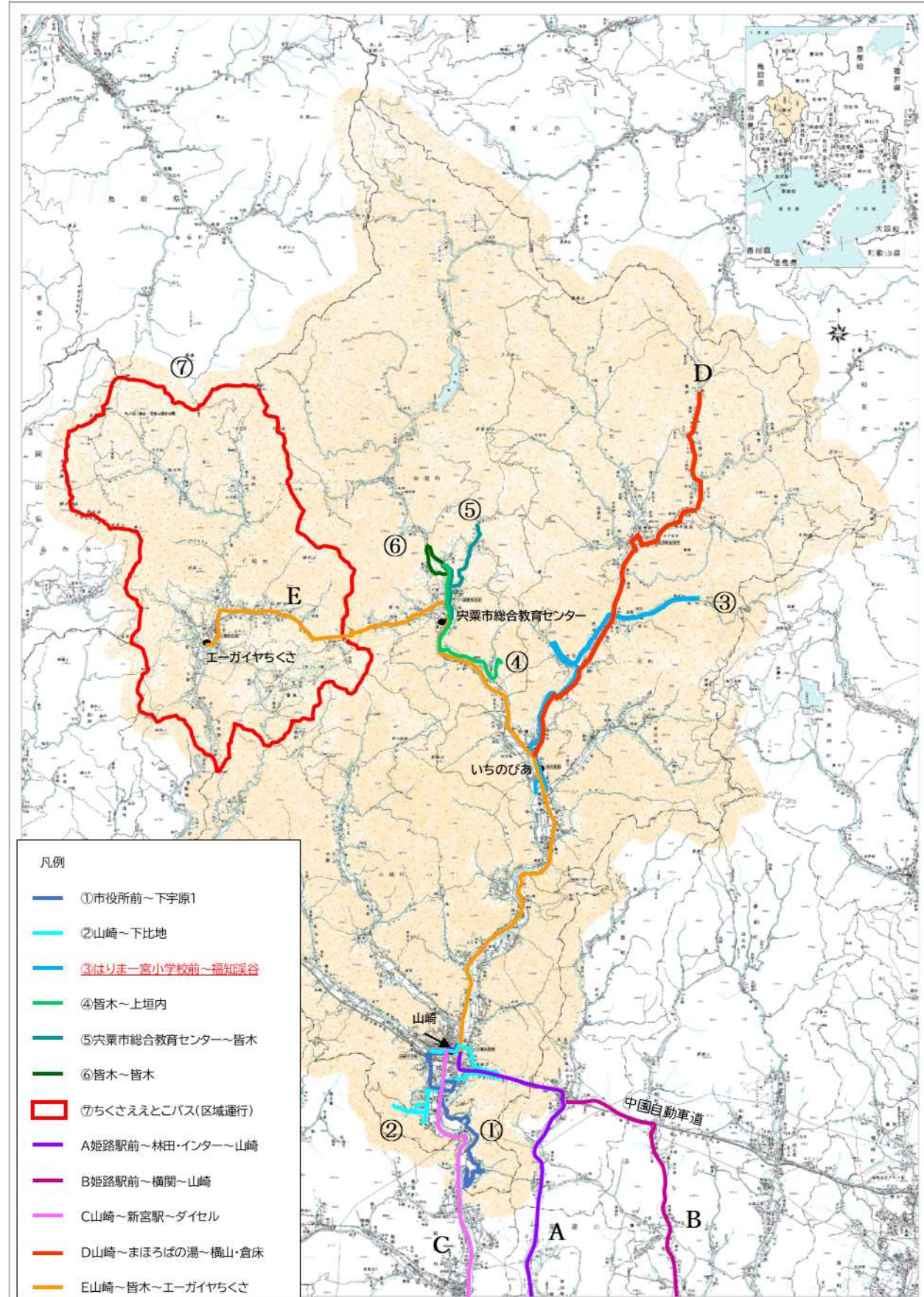
新旧対照表

変更前				変更後			
【国の補助制度を活用した路線バスの維持】				【国の補助制度を活用した路線バスの維持】			
本市では、現在市内で運行している路線バスや市外へ運行する路線バスにおいて、市の行政負担に加え、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用して路線を維持しています。計画策定後も継続して地域内フィーダー系統、地域間幹線系統としての役割を担うことから、本計画で行政による支援を明確に位置づけます。				本市では、現在市内で運行している路線バスや市外へ運行する路線バスにおいて、市の行政負担に加え、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用して路線を維持しています。計画策定後も継続して地域内フィーダー系統、地域間幹線系統としての役割を担うことから、本計画で行政による支援を明確に位置づけます。			
表 補助対象路線の系統種別・必要性				表 補助対象路線の系統種別・必要性			
位置づけ	小型バス（地域支線）		大型バス（市内幹線） 広域バス・高速バス（広域幹線）	位置づけ	小型バス（地域支線）		大型バス（市内幹線） 広域バス・高速バス（広域幹線）
系統種別	地域内フィーダー系統		地域間幹線系統	系統種別	地域内フィーダー系統		地域間幹線系統
対象路線	・市役所前～下宇原1 ・山崎～下比地 ・ <u>はりま一宮小学校前～いちのぴあ～福知溪谷</u> ・皆木～上垣内 ・宍粟市総合教育センター～皆木 ・皆木～皆木	・ちくさええとこバス	【神姫バス(株)】 ・姫路駅前～林田・インター～山崎 ・姫路駅前～横関～山崎 【(株)ウイング神姫】 ・山崎～新宮駅～ダイセル ・山崎～まほろばの湯～横山・倉床 ・山崎～皆木～エーガイヤちくさ	対象路線	・市役所前～下宇原1 ・山崎～下比地 ・ <u>はりま一宮小学校前～福知溪谷</u> ・皆木～上垣内 ・宍粟市総合教育センター～皆木 ・皆木～皆木	・ちくさええとこバス	【神姫バス(株)】 ・姫路駅前～林田・インター～山崎 ・姫路駅前～横関～山崎 【(株)ウイング神姫】 ・山崎～新宮駅～ダイセル ・山崎～まほろばの湯～横山・倉床 ・山崎～皆木～エーガイヤちくさ
役割	55 ページ表内「役割」にて記載		55 ページ表内「役割」にて記載	役割	55 ページ表内「役割」にて記載		55 ページ表内「役割」にて記載
路線維持や補助の必要性	いずれも市内の各地域から市内の交通拠点及び都市拠点である山崎に連結する役目を担う路線として、重要な役割を担っている。一方、交通事業者や市の努力のみでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業による運行の維持、確保が必要となる。		鉄軌道を有しない本市において、隣接する市町村間を結ぶ定期路線運行は、日常生活や観光において重要な役割を担っている。今後も継続的な運行が求められる中で交通事業者や県、市の努力のみでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業による運行の維持、確保が必要となる。	路線維持や補助の必要性	いずれも市内の各地域から市内の交通拠点及び都市拠点である山崎に連結する役目を担う路線として、重要な役割を担っている。一方、交通事業者や市の努力のみでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業による運行の維持、確保が必要となる。		鉄軌道を有しない本市において、隣接する市町村間を結ぶ定期路線運行は、日常生活や観光において重要な役割を担っている。今後も継続的な運行が求められる中で交通事業者や県、市の努力のみでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業による運行の維持、確保が必要となる。
実施主体	(株)ウイング神姫	ちくさええとこ協議会	神姫バス(株)、(株)ウイング神姫	実施主体	(株)ウイング神姫	ちくさええとこ協議会	神姫バス(株)、(株)ウイング神姫
区分	4 条乗合	79 条登録	4 条乗合	区分	4 条乗合	79 条登録	4 条乗合
運行態様	路線定期運行	区域運行	路線定期運行	運行態様	路線定期運行	区域運行	路線定期運行

変更前



変更後



議事（７）令和８年度地域間幹線系統補助に係る地域公共交通計画変更認定申請について
様式第１－２（日本産業規格Ａ列４番）

宍 ま ま 第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 兵庫県宍粟市地域公共交通会議
住 所 宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6
代表者氏名 会長 水 口 浩 也

地域公共交通計画変更認定申請書

令和 年 月 日付け 号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を別紙のと
おり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

○ 変更日

令和 年 月 日

○ 変更箇所

表 6、表 7

○ 変更理由

運行事業者の減価償却方法の見直しのため

※本申請書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

変更前	変更後
(1. ～12. 略)	(1. ～12. 略)
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】	13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
表6を添付 なお、地域公共交通確保維持事業によって運行を維持する路線の車両の取得について、令和8年度は神姫バスが購入した車両6台の減価償却費 <u>15,840,000 円</u> とウイング神姫が購入した車両1台の減価償却費 <u>2,640,000 円</u> から国庫補助金を差し引いた差額分を宍粟市内で運行するキロ程で按分して算出した金額を補助金として運行事業者へ負担することとしている。	表6を添付 なお、地域公共交通確保維持事業によって運行を維持する路線の車両の取得について、令和8年度は神姫バスが購入した車両6台の減価償却費 <u>4,988,000 円</u> とウイング神姫が購入した車両1台の減価償却費 <u>715,000 円</u> から国庫補助金を差し引いた差額分を宍粟市内で運行するキロ程で按分して算出した金額を補助金として運行事業者へ負担することとしている。
(14. ～17. 略)	(14. ～17. 略)
18. 協議会の開催状況と主な議論	18. 協議会の開催状況と主な議論
・令和6年6月27日(R6第1回)R7地域公共交通計画及び計画別紙の協議について ・令和7年1月28日(R6第2回)事業評価の協議、バス停の新設、小型バス路線の祝日運休について ・令和7年2月28日(書面協議)地域内フィーダー系統確保維持計画の変更、自家用有償旅客運送の更新登録の申請について ・令和7年3月7日(書面)地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について周知 ・令和7年6月25日(R7第1回)R8地域公共交通計画別紙の提出について、宍粟市地域公共交通計画の進捗について、運賃協議分科会の設置について	・令和6年6月27日(R6第1回)R7地域公共交通計画及び計画別紙の協議について ・令和7年1月28日(R6第2回)事業評価の協議、バス停の新設、小型バス路線の祝日運休について ・令和7年2月28日(書面協議)地域内フィーダー系統確保維持計画の変更、自家用有償旅客運送の更新登録の申請について ・令和7年3月7日(書面)地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について周知 ・令和7年6月25日(R7第1回)R8地域公共交通計画別紙の提出について、宍粟市地域公共交通計画の進捗について、運賃協議分科会の設置について <u>・令和7年10月30日(R7第2回)千種地域内の小型バス2路線の廃止について、地域公共交通計画の変更について、R8地域公共交通計画の変更届出について</u> <u>・令和7年12月22日(R7第3回)千種地域内のデマンド型乗合交通の自家用有償旅客運送の登録申請について、R8地域公共交通計画の変更認定申請について</u> <u>・令和8年1月29日(R7第4回)事業評価の協議、バスルートの変更、バス停の廃止、R8地域公共交通計画の変更届出について</u> <u>・令和8年6月29日(R8第1回)R8地域公共交通計画(幹線系統)の変更認定申請について、R9地域公共交通計画別紙の提出について、宍粟市地域公共交通計画の進捗について</u>
(19. 略)	(19. 略)

令和 8 年 6 月 29 日

（名称）宍粟市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性	
鉄軌道を有しない本市において、現在、市民の移動手段は自家用車に大きく依存しているが、少子高齢化や人口減少が進む中、今後、交通弱者が増加することが見込まれている。 そのような中、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、地域と市内外の施設を結ぶ地域公共交通網が必要である。市内外を運行する地域公共交通としては、主に大型バスと広域バスの路線である地域間幹線系統と、幹線に接続して市内の拠点を結ぶ小型バス路線の地域支線がある。 隣接する市町間を結ぶ地域間幹線系統の定期路線運行は、通勤通学をはじめとした日常生活における利用や観光において重要な役割を担っており、地域支線は、市内の各地域から市内の交通拠点及び都市拠点である山崎に連結する役目を担う路線として、また元気な高齢者の移動手段として、重要な役割を担っている。 いずれの路線も今後も継続的な運行が求められる中で交通事業者や県、市の努力のみでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業による運行の維持、確保が必要となる。	
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果	
（１）事業の目標	
バスの利用人数を評価指数とし、目標値として次のとおり設定する。	
運行系統名	R8 バス利用人数
山崎～横山	68,000 人
山崎～ダイセル	86,000 人
山崎～エーガイヤちくさ	56,000 人
姫路駅～林田・インター～山崎	300,000 人
姫路駅～横関～山崎	161,000 人
合計	671,000 人
（２）事業の効果	
①地域住民の通勤通学等の日常生活を支える移動手段の確保 ②定額運賃による利便性の向上（市内路線） ③隣接する市町間での公共交通ネットワークの維持	
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体	
・利用者から直接要望を聞くことや地元自治会長から意見を聴取した結果をもとに、利便性向上のためにダイヤや路線の見直しの実施（市・事業者） ・公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成、および市内全戸配布（市・事業者） ・沿線地域でのバスの乗り方教室の実施（市・事業者） ・自転車の積載可能なラックバスを活用して揖保川上流から自転車下りを実施予定。市内周遊と併せてバスの利用促進を図る。（事業者）	
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者	
表 1 のとおり	
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額	

表 2 を添付 地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る各路線について、その運行に係る費用に対し、宍粟市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額を、系統キロ程に対する宍粟市のキロ程の割合に応じて負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
利用者数について、数値指標によるモニタリング・評価を実施する。
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
「地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組内容（R8 年度）」に記載のとおり

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
各事業者が運行の用に供する車両については、法定耐用年数5年を大幅に上回る年数を超えて使用されており、安心安全な運行のためにも早急な買い替えが必要となっていたため、令和6年度に車両を新規購入している。また、購入した新型車両は、ノンステップ型車両であるため、高齢者や身体障がい者の方でも安心して利用できるユニバーサルデザイン車両導入の促進に繋がることや、環境性能の向上も期待できることから、環境に配慮した地域公共交通の推進にも繋がる。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
支援する車両の台数は次のとおり ①神姫バス 6台 ②ウイング神姫 1台
（２）事業の効果
①ノンステップ型車両の導入による高齢者や身体障がい者の方でも安心して利用できる交通環境の整備。 ②環境に配慮した車両の導入により環境にやさしいまちづくりの実現。
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
表6を添付 なお、地域公共交通確保維持事業によって運行を維持する路線の車両の取得について、令和8年度は神姫バスが購入した車両6台の減価償却費 4,988,000 円とウイング神姫が購入した車両1台の減価償却費 715,000 円から国庫補助金を差し引いた差額分を宍粟市内で運行するキロ程で按分して算出した金額を補助金として運行事業者へ負担することとしている。
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標

該当なし
（２）事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
・令和６年６月２７日（Ｒ６ 第１回）Ｒ７ 地域公共交通計画及び計画別紙の協議について ・令和７年１月２８日（Ｒ６ 第２回）事業評価の協議、バス停の新設、小型バス路線の祝日運休について ・令和７年２月２８日（書面協議）地域内フィーダー系統確保維持計画の変更、自家用有償旅客運送の更新登録の申請について ・令和７年３月７日（書面）地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について周知 ・令和７年６月２５日（Ｒ７ 第１回）Ｒ８ 地域公共交通計画別紙の提出について、宍粟市地域公共交通計画の進捗について、運賃協議分科会の設置について ・令和７年１０月３０日（Ｒ７ 第２回）千種地域内の小型バス２路線の廃止について、地域公共交通計画の変更について、Ｒ８ 地域公共交通計画の変更届出について ・令和７年１２月２２日（Ｒ７ 第３回）千種地域内のデマンド型乗合交通の自家用有償旅客運送の登録申請について、Ｒ８ 地域公共交通計画の変更認定申請について ・令和８年１月２９日（Ｒ７ 第４回）事業評価の協議、バスルートの変更、バス停の廃止、Ｒ８ 地域公共交通計画の変更届出について ・令和８年６月２９日（Ｒ８ 第１回）Ｒ８ 地域公共交通計画（幹線系統）の変更認定申請について、Ｒ９ 地域公共交通計画別紙の提出について、宍粟市地域公共交通計画の進捗について
19. 利用者等の意見の反映状況
会議に住民代表として公募委員のほか、各町連合自治会や老人クラブ連合会、社会福祉協議会より各々１名に参画いただき、利用者等の意見を反映している。 また、地域自治会との調整、利用者の意見聴取やバス乗務員への聞き取りを実施し見直しの参考にしている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133-6

(所 属) 宍粟市役所まちづくり部

まちづくり推進課

(氏 名) 藤多 祐太郎

(電 話) 0790-63-3123

(e-mail) machizukuri-ka@city.shiso.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記２．・３．については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表6 車両の取得計画の概要

変更前

都 道 府 県 (市 区 町 村)	バ ス 事 業 者 等 名	補 助 対 象 車 両 数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
兵庫県 (宍粟市)	神姫バス株式会社	6	689
	株式会社ウイング神姫	1	930

表6 車両の取得計画の概要

変更後

都 道 府 県 (市 区 町 村)	バ ス 事 業 者 等 名	補 助 対 象 車 両 数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
兵庫県 (宍粟市)	神姫バス株式会社	6	217
	株式会社ウイング神姫	1	252

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名	神姫バス株式会社
------	----------

1. 車両取得の概要

2年目以降(令和 8 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
北近畿	1～6	姫路駅前～青山西～龍野 姫路駅前～林田・インター～山崎 姫路駅前～横関～山崎 姫路駅前～横関～荒木	第1・2・5・20号	第1・2・6・23号

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額 (円) 初年度への額＝ナ	残存価額(円) 前年度7(2年目の みタ)の額＝ラ	普通償却限度額 (円) (定率法) $\text{ラ} \times 0.4 = \text{ム}$ (定額法) $\text{ナ} \times 0.2 = \text{ム}$	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) $\text{ム} + \text{ウ} = \text{ノ}$	事業者償却額 (円) オ	ノとオのうち少 ない方の額(円) ケ	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 $\text{ケ} \times \text{ヤ} \div 12 \text{ (月)} = \text{マ}$ (最終年度) $\text{ケ} = \text{マ}$	計画額(千円) $\text{マ} \times 1/2 = \text{ケ}$	* 残存価格 (円) $\text{ラ} - \text{マ} = \text{フ}$
1	15,000,000	6,600,000	2,640,000	0	2,640,000	4,036,050	2,640,000	12	2,640,000 円	1,320.0	3,960,000
2	15,000,000	6,600,000	2,640,000	0	2,640,000	4,036,050	2,640,000	12	2,640,000 円	1,320.0	3,960,000
3	15,000,000	6,600,000	2,640,000	0	2,640,000	4,036,050	2,640,000	12	2,640,000 円	1,320.0	3,960,000
4	15,000,000	6,600,000	2,640,000	0	2,640,000	4,036,050	2,640,000	12	2,640,000 円	1,320.0	3,960,000
5	15,000,000	6,600,000	2,640,000	0	2,640,000	4,036,050	2,640,000	12	2,640,000 円	1,320.0	3,960,000
6	15,000,000	6,600,000	2,640,000	0	2,640,000	4,036,050	2,640,000	12	2,640,000 円	1,320.0	3,960,000
計	90,000,000	39,600,000	15,840,000	0	15,840,000	24,216,300	15,840,000		15,840 千円	7,920	23,760,000

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ＋ア	計画額(千円) ケ＋サ
15,840	7,920

【負担者とその負担割合】

補助ブ ロック名	申請 番号	負担者とその負担割合								
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近畿	1～6	1,056,000円	13%	6,864,000円	87%			円		
合計		1,056,000円		6,864,000円				円		

変更前

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

変更後

事業者名	神姫バス株式会社
------	----------

1. 車両取得の概要

2年目以降(令和 8 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
北近畿	8～13	姫路駅前～青山西～龍野 姫路駅前～林田・インター～山崎 姫路駅前～横関～山崎 姫路駅前～横関～荒木	第1・2・5・20号	第1・2・6・23号

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額 (円)	残存価額(円)	普通償却限度額 (円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	ノとオのうち少ない 方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費		計画額(千円)	* 残存価格 (円)
	初年度への額＝ナ	前年度7 (2年目のみ タ) の額＝ラ	(定率法) ラ×0.4＝ム (定額法) ナ×0.2＝ム						ク×ヤ÷12 (月)＝マ (最終年度) ク＝マ	マ×1/2＝ケ		
8	15,000,000	6,600,000	3,000,000	0	3,000,000	831,273	831,273	12	831,273	円	415.6	5,768,727
9	15,000,000	6,600,000	3,000,000	0	3,000,000	831,273	831,273	12	831,273	円	415.6	5,768,727
10	15,000,000	6,600,000	3,000,000	0	3,000,000	831,273	831,273	12	831,273	円	415.6	5,768,727
11	15,000,000	6,600,000	3,000,000	0	3,000,000	831,273	831,273	12	831,273	円	415.6	5,768,727
12	15,000,000	6,600,000	3,000,000	0	3,000,000	831,273	831,273	12	831,273	円	415.6	5,768,727
13	15,000,000	6,600,000	3,000,000	0	3,000,000	831,273	831,273	12	831,273	円	415.6	5,768,727
計	90,000,000	39,600,000	18,000,000	0	18,000,000	4,987,638	4,987,638		4,988	千円	2,493	34,612,362

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ＋ア	ケ＋サ
4,988	2,493

【負担者とその負担割合】

補助ブ ロック名	申請 番号	負担者とその負担割合								
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近畿	8～13	330,000円	13%	2,160,000円	87%			3,600円		
合計		330,000円		2,160,000円				3,600円		

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名	株式会社ウイング神姫
------	------------

1. 車両取得の概要

変更前

2年目以降(令和 8 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
北近畿	1	山崎～曲里・まほろばの湯～横山	2	2
北近畿		山崎～新宮駅・龍野～ダイセル	3	3
北近畿		山崎～皆木～エーガイヤちくさ	4	4

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額 (円) 初年度への額＝ナ	残存価額(円) 前年度フ(2年目のみ タ)の額＝ラ	普通償却限度額 (円) (定率法)ラ×0.4＝ム (定額法)ナ×0.2＝ム	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) ム＋ウ＝ノ	事業者償却額 (円) オ	ノとオのうち少ない 方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)＝マ (最終年度)ク＝マ	計画額(千円) マ×1/2＝ケ	* 残存価格 (円) ラ－マ＝フ
1	15,000,000	6,600,000	2,640,000		2,640,000	2,640,000	2,640,000	12	2,640,000 円	1,320.0	3,960,000
									円		
計	15,000,000	6,600,000	2,640,000	0	2,640,000	2,640,000	2,640,000		2,640 千円	1,320	3,960,000

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ＋ア	計画額(千円) ケ＋サ
2,640,000	1,320

【負担者とその負担割合】

補助 ブ ロッ ク 名	申請 番号	負担者とその負担割合									
		都道府県			市区町村			その他の者		事業者自己負担	
		負担額	負担割合		負担額	負担割合		負担額	負担割合	負担額	負担割合
北近 畿	1	176 円	13.3 %		1,144 円	86.7 %		円	%	円	%
		円	%		円	%		円	%	円	%
合計		円	%		円	%		円	%	円	%

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名	株式会社ウイング神姫
------	------------

変更後

2年目以降(令和 8 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
北近畿	1	山崎～曲里・まほろばの湯～横山	2	2
北近畿		山崎～新宮駅・龍野～ダイセル	3	3
北近畿		山崎～皆木～エーガイヤちくさ	4	4

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額 (円) 初年度への額＝ナ	残存価額(円) 前年度7(2年目のみ タ)の額＝ラ	普通償却限度額 (円) (定率法) ヲ×0.4＝ム (定額法) ナ×0.2＝ム	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) ム＋ウ＝ノ	事業者償却額 (円) オ	ノとオのうち少ない 方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)＝マ (最終年度) ク＝マ	計画額(千円) マ×1/2＝ケ	* 残存価格 (円) ラ－マ＝フ
1	15,000,000	6,600,000	3,000,000		3,000,000	715,545	715,545	12	715,545 円	357.0	5,884,455
									円		
計	15,000,000	6,600,000	3,000,000	0	3,000,000	715,545	715,545		715 千円	357	5,884,455

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ＋ア	計画額(千円) ケ＋サ
715	357

【負担者とその負担割合】

補助 ブ ロッ ク名	申請 番号	負担者とその負担割合								
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近 畿	1	45,000円	12.6 %	308,000円	86.3 %	円	%	4,000円	1.1 %	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
合計		円	%	円	%	円	%	円	%	

議事（８）令和９年度地域公共交通計画認定申請について

<地域公共交通計画及び計画別紙について>

国の補助金である「**地域公共交通確保維持改善事業**」の補助を受けるためには、「**地域公共交通計画**」を作成し、「**計画本体**」に補助事業の対象となる系統の位置付けや役割、補助事業の必要性等を記載する必要があります。そのうえで、対象の系統の詳細について記載する「**計画別紙**」を作成し、本会議で承認後、毎年度、国へ提出する必要があります。

地域公共交通確保維持改善事業とは

国が地域公共交通の確保・維持・改善の取組みを支援する補助事業

<地域間幹線系統・地域内フィーダー系統について>

○**地域間幹線系統**…複数の市町・地域をまたがって広域的な移動を支える幹となる路線

（例）市内大型バス路線、たつの・姫路方面の広域路線等

○**地域内フィーダー系統**…集落から中心部まで住民の身近な移動を支える枝となる路線

（例）市内小型・循環バス路線、三方繁盛つれてってカー、ちくさええとこバス等

<補助対象期間>

令和８年１０月１日～令和９年９月３０日（令和９事業年度）

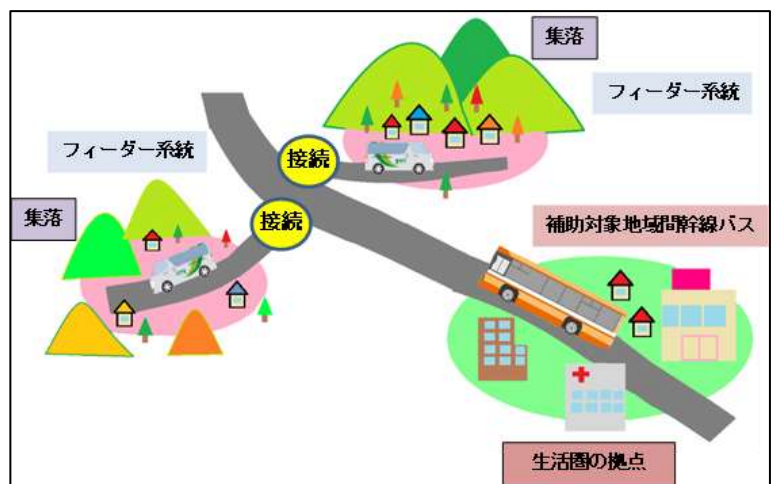
<補助対象系統>

地域間幹線系統（５系統）

- ・姫路駅～林田・インター～山崎
- ・姫路駅～横関～山崎
- ・山崎～横山
- ・山崎～ダイセル
- ・山崎～エーガイヤちくさ

地域内フィーダー系統（７系統）

- ・市役所前～下宇原１
- ・山崎～下比地
- ・はりま一宮小学校前～福知溪谷
- ・皆木～上垣内
- ・宍粟市総合教育センター～皆木
- ・皆木～皆木
- ・ちくさええとこバス



<認定申請書の提出について>

本会議にて承認いただいた後、６月３０日までに添付書類と合わせて提出します。

なお、提出後の審査過程で生じる様式や表現等の軽微な変更については、事務局一任でお願いします。

補助要綱規定事項一覧表

自治体名: 宍粟市

計画名称: 宍粟市地域公共交通計画

		地域公共交通計画での記載箇所（頁）
補助要綱第7条第1項に規定する事項	（第1号関係） 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割	第6章 計画の目標 1 将来の地域公共交通ネットワーク （計画本体P55-P56）
	（第2号関係） 上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性	第6章 計画の目標 1 将来の地域公共交通ネットワーク 表 補助対象路線の系統種別・必要性 （計画本体P57）
	（第3号関係） 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要	第6章 計画の目標 1 将来の地域公共交通ネットワーク 表 補助対象路線の系統種別・必要性 （計画本体P57-P58）
	（第4号関係） 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法	第6章 計画の目標 2 計画全体の数値目標（計画本体P59～60） ・利用者の数：評価指数1（P59） ・収支：評価指数2（P60） ・公的資金投入額：評価指数3（P60） 第8章 計画の進捗評価（計画本体P75）

第6章 計画の目標

1 将来の地域公共交通ネットワーク

現在の本市の地域公共交通ネットワークを踏まえたうえで、将来の地域公共交通ネットワークを以下のように示します。

項目	位置づけ	役割	具体的な路線
地域公共交通	大型バス (市内幹線)	市内の都市拠点と生活拠点を結び、市民の日常生活における移動を支える	・大型バス (横山線・倉床線、戸倉線・皆木線・原線、エーガイヤ線、千種線)
	小型バス (地域支線)	市内の居住エリアから都市拠点もしくは生活拠点を結び、市民の日常生活を支える	・循環バス (循環線) ・小型バス (戸原線、城下線、梯河東線、与位河東線、蔦沢線、大谷線、土万線、塩田線、染河内川西線、下三方線、戸倉線、谷今市線、水谷線) ・三方繁盛つれてってカー ・ちくさええとこバス
	広域バス・高速バス (広域幹線)	市域を越えて市民や来訪者の広域的な移動を支える	・神戸三宮～山崎 (高速バス) ・姫路駅前～林田・インター～山崎 ・姫路駅前～横関～山崎 ・姫路駅前～日赤病院前・四辻～山崎 ・山崎～新宮駅～ダイセル ・山崎～新宮駅 ・山崎～たつの ・その他ダイセル線
	個別送迎	個々の需要に対応	・一般タクシー (3社)
その他	-	特定の需要に対応し、日常生活を支える	・スクールバス ・外出支援サービス ・介護タクシー

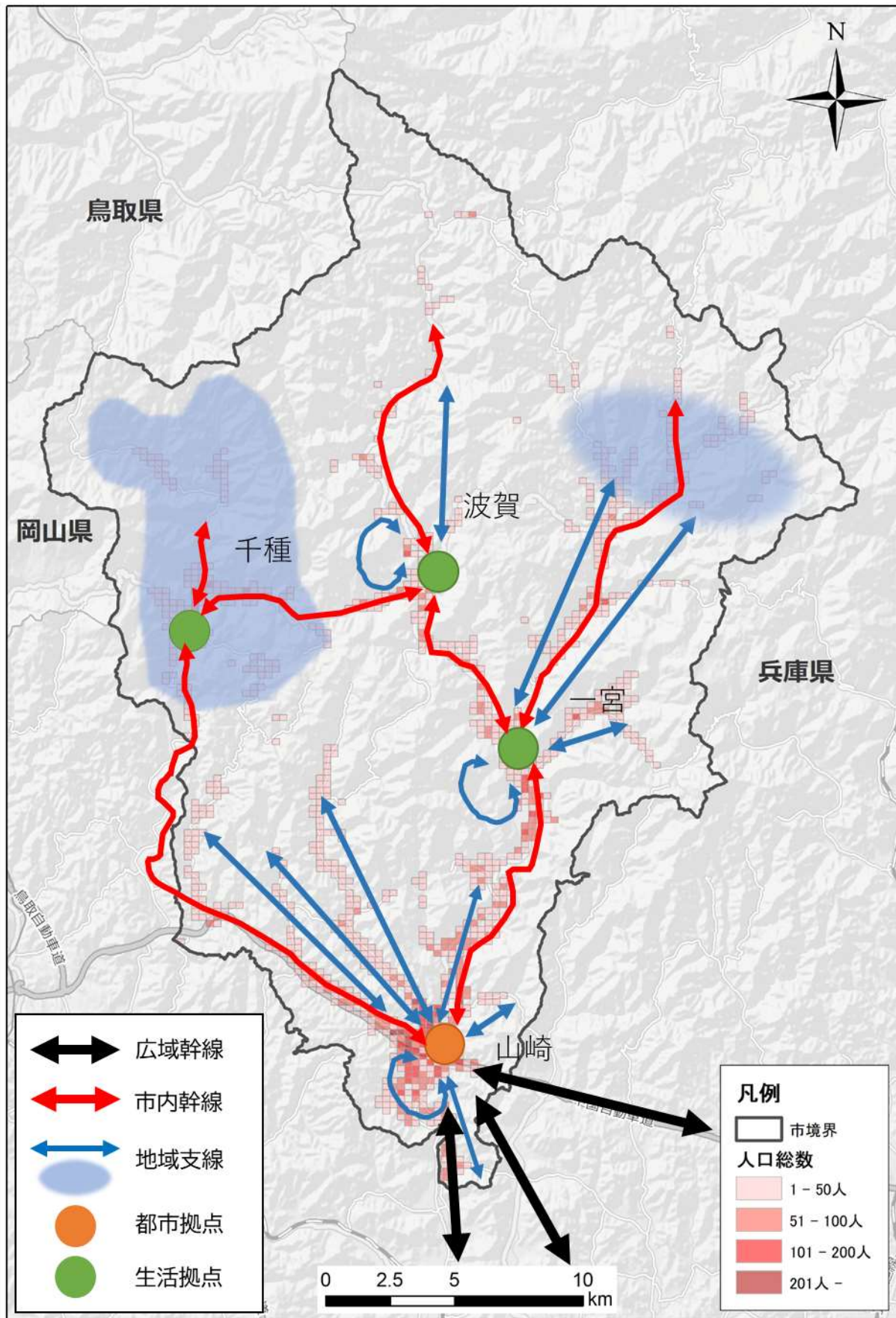


図 将来の地域公共交通ネットワークイメージ

【国の補助制度を活用した路線バスの維持】

本市では、現在市内で運行している路線バスや市外へ運行する路線バスにおいて、市の行政負担に加え、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用して路線を維持しています。計画策定後も継続して地域内フィーダー系統、地域間幹線系統としての役割を担うことから、本計画で行政による支援を明確に位置づけます。

表 補助対象路線の系統種別・必要性

位置づけ	小型バス（地域支線）		大型バス（市内幹線） 広域バス・高速バス（広域幹線）
系統種別	地域内フィーダー系統		地域間幹線系統
対象路線	・市役所前～下宇原1 ・山崎～下比地 ・はりま一宮小学校前～福知溪谷 ・皆木～上垣内 ・宍粟市総合教育センター～皆木 ・皆木～皆木	・ちくさええとこバス	【神姫バス(株)】 ・姫路駅前～林田・インター～山崎 ・姫路駅前～横関～山崎 【(株)ウイング神姫】 ・山崎～新宮駅～ダイセル ・山崎～まほろばの湯～横山・倉床 ・山崎～皆木～エーガイヤちくさ
役割	55 ページ表内「役割」にて記載		55 ページ表内「役割」にて記載
路線維持や補助の必要性	いずれも市内の各地域から市内の交通拠点及び都市拠点である山崎に連結する役目を担う路線として、重要な役割を担っている。一方、交通事業者や市の努力のみでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業による運行の維持、確保が必要となる。		鉄軌道を有しない本市において、隣接する市町村間を結ぶ定期路線運行は、日常生活や観光において重要な役割を担っている。今後も継続的な運行が求められる中で交通事業者や県、市の努力のみでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業による運行の維持、確保が必要となる。
実施主体	(株)ウイング神姫	ちくさええとこ協議会	神姫バス(株)、(株)ウイング神姫
区分	4 条乗合	79 条登録	4 条乗合
運行態様	路線定期運行	区域運行	路線定期運行

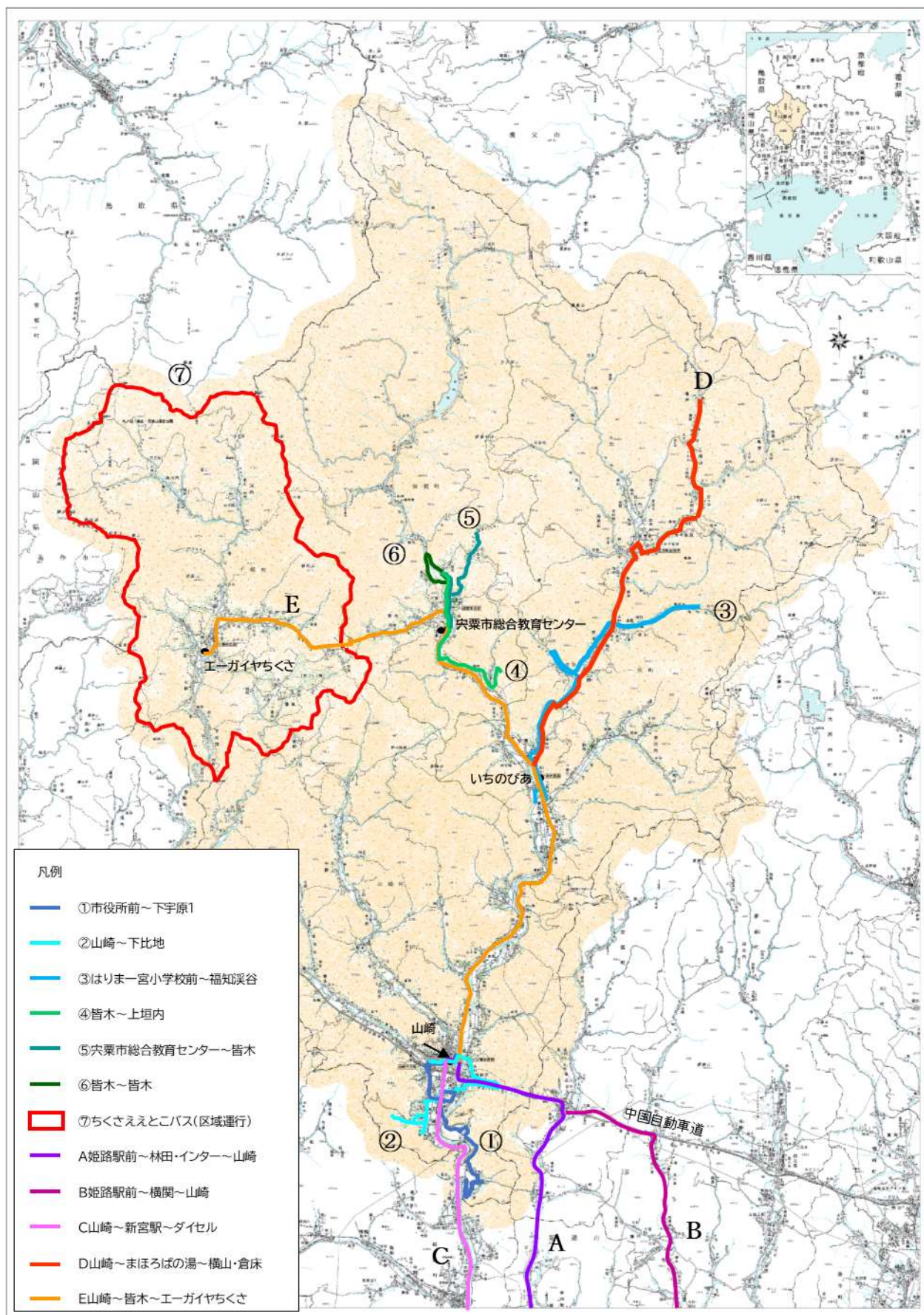


図 地域内フィーダー系統・地域間幹線系統の運行範囲

2 計画全体の数値目標

まちの将来像の実現をめざして取り組む施策の達成状況を総合的に評価・検証するために、計画全体の数値目標を以下のとおり設定します。

なお、目標値については、本計画で中間見直しを行う令和 10（2028）年度と本計画の最終年度である令和 15（2033）年度をそれぞれの目標値とし、達成状況の評価にあたっては、評価指標によって異なりますが、原則、毎年モニタリング調査を実施し、中間見直し時に目標値の検証を行います。

【目標 1】：地域公共交通の利用者数を維持する

バスの利用者数は、平成 27 年の再編後、順調に増加していましたが、令和 2 年度以降、コロナ禍の影響を受けて大幅に減少しています。

しかし、令和 5 年度には、行動制限の解除を受けて回復傾向が続いていること、また、上位計画である市総合計画において、既にまちづくり指標として設定しており、毎年、実績値に対する検証と分析を行い、管理していることから、本計画においても、従来の計画値を目標値とします。

【評価指標 1】バス利用者数

評価指標	現状値	中間評価値※ 4	目標値※ 5
大型バス利用者数 (年間)	206,518 人※ 1	223,100 人	223,100 人
小型バス・循環バス利用者数	24,398 人※ 1	31,600 人	31,600 人
三方繁盛つれてつてカー利用者数 (年間)	177 人※ 2	240 人	240 人
広域バス・高速バス利用者数 (年間)	614,063 人※ 3	614,000 人	614,000 人

※ 1：令和 5 年度（令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月）の見込値。

※ 2：令和 5 年度（令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月）の実績値。

※ 3：令和 5 年度（令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月）の実績値で、(株)ウイング神姫及び神姫バス(株)が運営している、市外に運行する広域バス・高速バスの合計利用者数。

※ 4：令和 10 年度（令和 9 年 10 月～令和 10 年 9 月）の値であり、宍粟市総合計画後期基本計画に記載の値。

※ 5：令和 15 年度（令和 14 年 10 月～令和 15 年 9 月）の値であり、宍粟市総合計画後期基本計画に記載の値。

【目標 2】：地域公共交通の収支を維持する

地域公共交通ネットワークを維持するために、路線ごとの収支率の維持、もしくは改善をめざします。

【評価指標 2】路線ごとの収支率

評価指標	現状値※ 1	中間評価値※ 2	目標値※ 3
市内を運行する地域公共交通の収支率 (年間)	15.2%	15.2%	15.2%

※ 1：令和 5 年度（令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月）の見込値。

※ 2：令和 10 年度（令和 9 年 10 月～令和 10 年 9 月）の値。

※ 3：令和 15 年度（令和 14 年 10 月～令和 15 年 9 月）の値。

【目標 3】：財政負担を維持する

地域の人口減少が見込まれる中で、地域公共交通ネットワークの維持にかかる財政負担が新たな市民負担とならないように、市の地域公共交通に対する負担水準の維持に努めます。

【評価指標 3】財政負担の維持

評価指標	現状値※ 1	中間評価値※ 2	目標値※ 3
市が地域公共交通に対して負担している補助額	145,000 千円	現状値を維持	現状値を維持
【参考】人口将来推計から見る市民一人当たりの負担額	4,400 円	4,900 円	5,500 円

※ 1：令和 5 年度（令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月）の見込値。

※ 2：令和 10 年度（令和 9 年 10 月～令和 10 年 9 月）の値。

※ 3：令和 15 年度（令和 14 年 10 月～令和 15 年 9 月）の値。

【目標 4】：市民に地域公共交通の利用を促す

市民に地域公共交通を利用してもらうため、市民が地域公共交通に触れることのできる機会を多く設けることで、地域公共交通に対する意識醸成を行います。

【評価指標 4】地域公共交通の利用促進

評価指標	現状値※ 1	中間評価値※ 2	目標値※ 3
しーたんバス時刻表の発行部数	全戸配布	全戸配布	全戸配布
路線バスの乗車体験イベントの実施	-	4 回/年	4 回/年

※ 1：令和 5 年度（令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月）の値。

※ 2：令和 10 年度（令和 9 年 10 月～令和 10 年 9 月）の値。

※ 3：令和 15 年度（令和 14 年 10 月～令和 15 年 9 月）の値。

第8章 計画の進捗評価

本計画を実行するにあたって、施策・事業の実施状況及び目標の達成状況を定期的に確認し、本計画の進捗を適正に管理する必要があります。また社会・経済情勢等の変化に柔軟に対応し、必要に応じた施策や目標の見直しを行うことも考慮する必要があります。

そこで、本計画を着実かつ効率的に推進するため、PDCA サイクルに基づく検証、見直しを行います。

なお、本計画の推進にあたっては、「宍粟市地域公共交通会議」が行い、会議内で計画の評価、検証を行うとともに、「地域」「交通事業者」「行政」等の意見交換を実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。

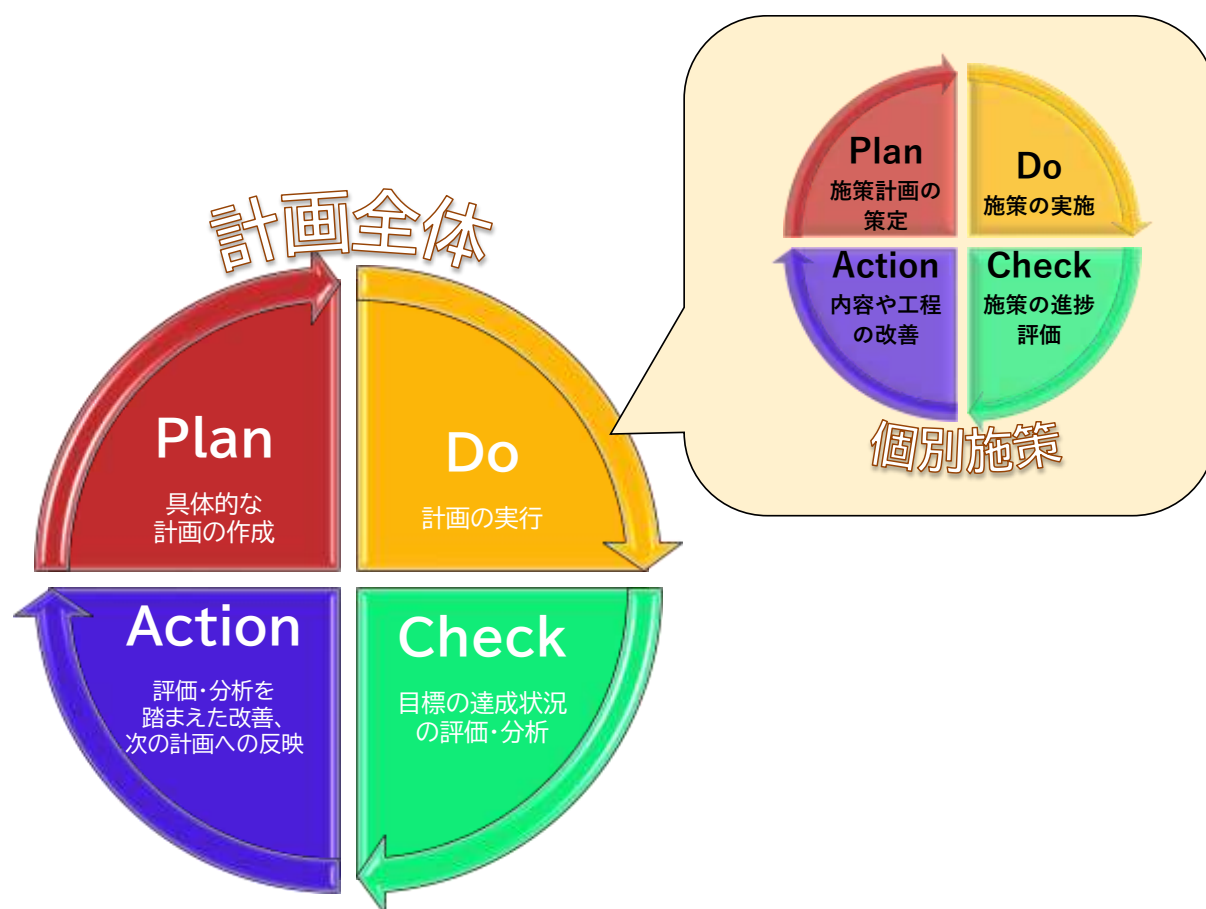


図 本計画における PDCA サイクルのイメージ

様式第 1－1（日本産業規格 A 列 4 番）

宍 ま ま 第 号
令和 8 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 兵庫県宍粟市地域公共交通会議
住 所 宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6
代表者氏名 会長 水 口 浩 也

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、
関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和 8 年 6 月 29 日

（名称）宍粟市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

鉄軌道を有しない本市において、現在、市民の移動手段は自家用車に大きく依存しているが、少子高齢化や人口減少が進む中、今後、交通弱者が増加することが見込まれている。

そのような中、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、地域と市内外の施設を結ぶ地域公共交通網が必要である。市内外を運行する地域公共交通としては、主に大型バスと広域バスの路線である地域間幹線系統と、幹線に接続して市内の拠点をつなぐ小型バスの路線やデマンド乗合交通の地域支線がある。

隣接する市町間をつなぐ地域間幹線系統の定期路線運行は、通勤通学をはじめとした日常生活における利用や観光において重要な役割を担っており、地域支線は、市内の各地域から市内の交通拠点及び都市拠点である山崎に連結する役目を担う手段として、また元気な高齢者の移動手段として、重要な役割を担っている。

いずれの路線も今後も継続的な運行が求められる中で交通事業者や県、市の努力のみでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業による運行の維持、確保が必要となる。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果**（１）事業の目標**

バスの利用人数を評価指数とし、目標値として次のとおり設定する。

運行系統名	R9 バス利用人数
山崎～横山	68,000 人
山崎～ダイセル	86,000 人
山崎～エーガイヤちくさ	56,000 人
姫路駅～林田・インター～山崎	300,000 人
姫路駅～横関～山崎	161,000 人
合計	671,000 人

（２）事業の効果

- ①地域住民の通勤通学等の日常生活を支える移動手段の確保
- ②定額運賃による利便性の向上（市内路線）
- ③隣接する市町間での公共交通ネットワークの維持

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・利用者から直接要望を聞くことや地元自治会長から意見を聴取した結果をもとに、利便性向上のためにダイヤや路線の見直しの実施（市・事業者）
- ・公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成、および市内全戸配布（市・事業者）
- ・沿線地域でのバスの乗り方教室の実施（市・事業者）
- ・利便性向上を目的とした市内路線バスの一部 IC 化に向けて、住民への周知・利用促進の実施（市・事業者）
- ・自転車の積載可能なラックバスを活用して揖保川上流から自転車下りを実施予定。市内周遊と併せてバスの利用促進を図る。（事業者）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表 1 のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
表2を添付 地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る各路線について、その運行に係る費用に対し、宍粟市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額を、系統キロ程に対する宍粟市のキロ程の割合に応じて負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
利用者数について、数値指標によるモニタリング・評価を実施する。
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
「地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組内容（R9年度）」に記載のとおり
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
各事業者が運行の用に供する車両については、法定耐用年数5年を大幅に上回る年数を超えて使用されており、安心安全な運行のためにも早急な買い替えが必要となっていたため、令和6年度に車両を新規購入している。また、購入した新型車両は、ノンステップ型車両であるため、高齢者や身体障がい者の方でも安心して利用できるユニバーサルデザイン車両導入の促進に繋がることや、環境性能の向上も期待できることから、環境に配慮した地域公共交通の推進にも繋がる。

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
支援する車両の台数は次のとおり ①神姫バス ６台 ②ウイング神姫 １台
（２）事業の効果
①ノンステップ型車両の導入による高齢者や身体障がい者の方でも安心して利用できる交通環境の整備。 ②環境に配慮した車両の導入により環境にやさしいまちづくりの実現。
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
表 6、表 7 を添付 なお、地域公共交通確保維持事業によって運行を維持する路線の車両の取得について、令和 9 年度は神姫バスが購入した車両 6 台の補助対象減価償却費 4,988,000 円及びウイング神姫が購入した車両 1 台の補助対象減価償却費 715,000 円からそれぞれ国庫補助金を差し引いた差額を沿線市町で按分した金額を補助金として運行事業者へ負担することとしている。
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・令和7年6月25日（R7第1回）R8地域公共交通計画別紙の提出について、宍粟市地域公共交通計画の進捗について、運賃協議分科会の設置について
- ・令和7年10月30日（R7第2回）千種地域内の小型バス2路線の廃止について、地域公共交通計画の変更について、R8地域公共交通計画の変更届出について
- ・令和7年12月22日（R7第3回）千種地域内のデマンド型乗合交通の自家用有償旅客運送の登録申請について、R8地域公共交通計画の変更認定申請について
- ・令和8年1月29日（R7第4回）事業評価の協議、バスルートの変更、バス停の廃止、R8地域公共交通計画の変更届出について
- ・令和8年6月29日（R8第1回）R8地域公共交通計画（幹線系統）の変更認定申請について、R9地域公共交通計画別紙の提出について、宍粟市地域公共交通計画の進捗について

19. 利用者等の意見の反映状況

会議に住民代表として公募委員のほか、各町連合自治会や老人クラブ連合会、社会福祉協議会より各々1名に参画いただき、利用者等の意見を反映している。
また、地域自治会との調整、利用者の意見聴取やバス乗務員への聞き取りを実施し見直しの参考にしている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133-6

（所 属）宍粟市役所まちづくり部

まちづくり推進課

（氏 名）藤多 祐太郎

（電 話）0790-63-3123

（e-mail）machizukuri-ka@city.shiso.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和9年度

※令和10年度、令和11年度については、令和9年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
兵庫県 (宍粟市)	神姫バス株式会社	(2) 姫路駅前～林田・インター～山崎	4,912.0	
		(5) 姫路駅前～横関～山崎	2,056.5	
	株式会社ウイング神姫	(2) 山崎～横山	6,531.0	
		(3) 山崎～ダイセル	723.0	
		(4) 山崎～エーガイヤちくさ	5,501.0	
合 計			19,723	

(注)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名	神姫バス株式会社	令和9年度
------	----------	-------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗合バス事業						R7
	営業収益	10,827,028千円	営業外収益	75,596千円	経常収益(イ)	10,902,624千円	
	営業費用	11,707,862千円	営業外費用	11,818千円	経常費用(ロ)	11,719,680千円	
	営業損益	△ 880,834千円	営業外損益	63,778千円	経常損益	△ 817,056千円	
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	22,920,097.0 km				経常収支率	93.02 %	

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業						R6
	営業収益	10,092,381千円	営業外収益	39,808千円	経常収益(イ')	10,132,189千円	
	営業費用	11,328,571千円	営業外費用	20,915千円	経常費用(ロ')	11,349,486千円	
	営業損益	△ 1,236,190千円	営業外損益	18,893千円	経常損益	△ 1,217,297千円	
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	23,327,301.0 km				経常収支率	89.27 %	

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業						R5
	営業収益	9,255,516千円	営業外収益	20,953千円	経常収益(イ'')	9,276,469千円	
	営業費用	10,699,346千円	営業外費用	8,954千円	経常費用(ロ'')	10,708,300千円	
	営業損益	△ 1,443,830千円	営業外損益	11,999千円	経常損益	△ 1,431,831千円	
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	23,543,645.0 km				経常収支率	86.62 %	

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
北近畿	454円.82銭	486円.53銭	511円.32銭
京阪神	454円.82銭	486円.53銭	511円.32銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3=ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の差 ニ－ヘ=ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
北近畿	484円.22銭	446円.82銭	446円.82銭	37円.40銭	475円.67銭
京阪神	484円.22銭	589円.52銭	484円.22銭		475円.67銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合 フ	改定率 コ
北近畿・京阪神	令和5年10月30日	基準期間の 当 年度	3 / 3	
		基準期間の 前 年度	2 / 3	28.61%
		基準期間の 前々 年度	1 / 3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

神姫バス株式会社

補助 ブロック 名	申 請 番 号	特 例 措 置	運 行 系 統 名	運 行 系 統			計 画 運 行 日 数	計 画 運 行 回 数 () ①＝カッコ内	計 画 平 均 乗 車 密 度 ②	計 画 輸 送 量 ①×② ＝③	系 統 キ ロ 程		地 域 公 共 交 通 再 編 事 業 を 実 施 する 区域 における キ ロ 程		系 統 キ ロ 程 と 地 域 公 共 交 通 再 編 事 業 を 実 施 する 区域 に お ける キ ロ 程 と の 比 率 オ÷チ＝ク	補 助 ブ ロ ッ ク 外 乗 入 部分 の キ ロ 程		同 一 補 助 ブ ロ ッ ク 都 道 府 県 外 乗 入 部分 の キ ロ 程		他 路 線 と の 競 合 部 分 に 係 る キ ロ 程		他 路 線 と の 競 合 率 ル÷チ	補 助 ブ ロ ッ ク 外 乗 入 部分、同 一 補 助 ブ ロ ッ ク 都 道 府 県 外 乗 入 部分 及 び 他 路 線 と の 競 合 部 分 以 外 の キ ロ 程 の 比 率 (チー(リ＋ヌ＋ ル))÷チ＝ヲ
				起 点	主 な 経 由 地	終 点					チ	オ	リ	ヌ		ル							
	2		姫路駅前～林田・ インター～山崎	姫路駅前	林田・インター	山崎	365日	5,940.0回 (16.2回)	6.2	100.4人	往31.0km 復30.9km	(平均) 30.9km		(平均)		(平均)		(平均)		(平均)	%	% 100.000	
	姫路市										往31.0km 復30.9km	30.9km					往25.5km 復25.4km	25.4km				% 82.200	
	たつの市										往31.0km 復30.9km	30.9km					往1.4km 復1.4km	1.4km				% 4.530	
	宍粟市										往31.0km 復30.9km	30.9km					往4.1km 復4.1km	4.1km				% 13.268	
	5		姫路駅前～横関～ 山崎	姫路駅前	横関	山崎	365日	2,667.5回 (7.3回)	6.3	45.9人	往30.9km 復31.0km	(平均) 30.9km		(平均)		(平均)		(平均)		(平均)	%	% 100.000	
	姫路市										往30.9km 復31.0km	30.9km					往26.8km 復26.9km	26.8km				% 86.731	
	宍粟市										往30.9km 復31.0km	30.9km					往4.1km 復4.1km	4.1km				% 13.268	
計		2系統								往61.9km 復61.9km	(平均) 61.9km		(平均)		(平均)		(平均)		(平均)				

神姫バス株式会社

補助 ブロック 名	申請 番号	特例 措置	補助ブロック外乗 入部分及び同一補 助ブロック都道府 県外乗入部分以外 のキロ程の比率 (チー(リ＋ヌ)÷チ ＝ヲ)	計画実車走行 キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の額: カ	ノ'とノ''のいずれか 少ない額 ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益												補助対象系統の 経常収益の見込 額 ノ×ワ以上の額:ヨ	
							補助金交付要綱別表2(注)4. の適用がある場合			3カ年平均	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間			
							基準期間における 実車走行キロ当た り経常収益の運賃 改定による増収分 f×コ÷(1＋コ)×フ ＝g	経常収益控除額 ケとgのいずれか少 ない額 h	補助金交付要綱別 表2(注)4. の適 用後のキロ当たり 経常収益 ノ'－h＝ノ''	(d＋e＋f)/3＝ノ'	経常収益 ヤ''	実車走行 キロ マ''	補助対象系統の実 車走行キロ当たり 経常収益 ヤ''÷マ''＝d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系統の実 車走行キロ当たり 経常収益 ヤ'÷マ'＝e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ		補助対象系統の実 車走行キロ当たり 経常収益 ヤ÷マ＝f
	2		100.000%	369,443.2km	165,074,610円	246円.42銭	45円.51銭	37円.40銭	246円.42銭	283円.82銭	100,384,899円	390,386.4 km	257円.14銭	106,338,258円	369,972.1 km	287円.42銭	113,285,756円	369,101.5 km	306円.92銭	91,038,193円
	5		100.000%	165,166.6km	73,799,740円	259円.09銭	47円.25銭	37円.40銭	259円.09銭	296円.49銭	44,706,610円	161,415.8 km	276円.96銭	48,562,250円	165,259.2 km	293円.85銭	52,546,412円	164,887.8 km	318円.67銭	42,793,014円
合計				534,609.8km	238,874,350円						145,091,509円	551,802.2km		154,900,508円	535,231.3km		165,832,168円	533,989.3 km		133,831,207円

神姫バス株式会社																					
補助 ブロック名	申請 番号	特 例 措 置	補助対象経常 収益を控除した額	補助対象経費 の限度額	タ又はレのうちい ずれか少ないほう の額	ソのうち補助ブロッ ク外乗入部分、同 一補助ブロック都 道府県外乗入部分 及び他路線との競 合部分以外に係る もの	ソのうち補助ブロッ ク外乗入部分及び 同一補助ブロック 都道府県外乗入部 分以外に係るもの	計画平均乗車 密度が5人 未満の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を控除 した額	損失額から国庫補 助額を控除した額	ウの負担者とその負担割合								
													都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
													負担額	負担 割合	負担額	負担 割合	負担額	負担 割合	負担額	負担 割合	
	2		74,036,417円	74,283,574円	74,036,417円	74,036,417円	74,036,417円		74,036 千円	37,018.0千円	87,853,593円	50,835,593円									
	姫路市					60,857,934円			60,857 千円	30,429.0千円	72,215,653円	41,786,653円	4,057,200円	9.7%	26,371,800円	63.1%			11,357,653円	27.2%	
	たつの市					3,353,849円			3,353 千円	1,677.0千円	3,979,767円	2,302,767円	223,600円	9.7%	1,453,400円	63.1%			625,767円	27.2%	
	宍粟市					9,823,151円			9,823 千円	4,912.0千円	11,656,414円	6,744,414円	654,933円	9.7%	4,257,067円	63.1%			1,832,414円	27.2%	
	5		31,006,726円	33,209,883円	31,006,726円	31,006,726円	31,006,726円		31,006 千円	15,503.0千円	37,183,957円	21,680,957円									
	姫路市					26,892,443円			26,892 千円	13,446.5千円	32,250,017円	18,803,517円	1,792,866円	9.5%	11,653,634円	62.0%			5,357,017円	28.5%	
	宍粟市					4,113,972円			4,113 千円	2,056.5千円	4,933,567円	2,877,067円	274,200円	9.5%	1,782,300円	61.9%			820,567円	28.6%	
計			105,043,143円	107,493,457円	105,043,143円	105,041,349円	105,043,143円		105,038 千円	52,521.0千円	125,035,418円	72,514,418円	7,002,799円	9.7%	45,518,201円	62.8%			19,993,418円	27.5%	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	株式会社ウイング神姫
------	------------

令和	9	年度
----	---	----

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗合バス事業								
	営業収益	533,435	千円	営業外収益	4,289	千円	経常収益(イ)	537,724	千円
	営業費用	1,393,530	千円	営業外費用	1,196	千円	経常費用(ロ)	1,394,726	千円
	営業損益	△ 860,095	千円	営業外損益	3,093	千円	経常損益	△ 857,002	千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	4,544,059.5	km					経常収支率	38.55	%

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業								
	営業収益	524,223	千円	営業外収益	4,472	千円	経常収益(イ')	528,695	千円
	営業費用	1,371,742	千円	営業外費用	933	千円	経常費用(ロ')	1,372,675	千円
	営業損益	△ 847,519	千円	営業外損益	3,539	千円	経常損益	△ 843,980	千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	4,662,730.0	km					経常収支率	38.52	%

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業								
	営業収益	505,988	千円	営業外収益	1,865	千円	経常収益(イ)	507,853	千円
	営業費用	1,400,582	千円	営業外費用	1,941	千円	経常費用(ロ)	1,402,523	千円
	営業損益	△ 894,594	千円	営業外損益	△ 76	千円	経常損益	△ 894,670	千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ")	4,915,762.2	km					経常収支率	36.21	%

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$
北近畿	285 円 31 銭	294 円 39 銭	306 円 93 銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 $(\text{a} + \text{b} + \text{c}) / 3 = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の 差 $\text{ニ} - \text{ヘ} = \text{ケ}$	キロ当たり経常収益 $\text{イ} \div \text{ハ} = \text{ト}$
北近畿	295 円 54 銭	446 円 82 銭	295 円 54 銭	0 円 0 銭	118 円 33 銭
	円 銭	円 銭	0 円 銭	円 銭	円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象 期間	補助金交付 要綱別表2 (注)4. の 適用割合 フ	改定率 コ
北近畿	令和6年9月2日	基準期間の 前 年度	2 / 3	30.30%
		基準期間の 年度	/ 3	
		基準期間の 年度	/ 3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行回 数 ()	計画平均乗車 密度	計画 輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキ ロ程		系統キロ程と地域公共交通 再編事業を実施する区域に おけるキロ程との比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		他路線との競合 部分に係るキロ程		他路線と の競合 率	補助ブロック外 乗入部分、同一 補助ブロック都 道府県外乗入部 分及び他路線と の競合部分以外 のキロ程の比率
				起点	主な 経由地	終点																	
								①＝カッ コ 内	②	①×② ＝③	チ		オ		オ÷チ＝ク		リ		ヌ		ル	ル÷チ	(チー(リ＋ヌ＋ ル))÷チ＝ヲ
	2		山崎～横山	山崎	山崎・三浦川沿いの道	横山	362	日	2,533.5 (6.9)	回	3.3	22.7	人	往31.8km 復31.8km	(平均) 31.8km		(平均)		(平均)		(平均)		100.000%
	3		山崎～ダイセル	山崎	新宮駅・龍野	ダイセル	362	日	2,870.5 (7.8)	回	3.1	24.1	人	往29.6km 復29.6km	(平均) 29.6km		(平均)		(平均)		(平均)		100.000%
	大栗市							日		回		0.0	人	往3.8km 復3.8km	(平均) 3.8km		(平均)		(平均)		(平均)		
	たつの市							日		回		0.0	人	往17.9km 復17.9km	(平均) 17.9km		(平均)		(平均)		(平均)		
	太子町							日		回		0.0	人	往3.5km 復3.5km	(平均) 3.5km		(平均)		(平均)		(平均)		
	姫路市							日		回		0.0	人	往4.4km 復4.4km	(平均) 4.4km		(平均)		(平均)		(平均)		
	4		山崎～ダイセル	山崎	山崎・三浦川沿いの道	ダイセル	362	日	1,833.5 (5.0)	回	3.6	18.0	人	往37.7km 復37.7km	(平均) 37.7km		(平均)		(平均)		(平均)		100.000%
合計			6系統										往99.1km 復99.1km		99.1km	往0.0km 復0.0km	0.0km		往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック外 乗入部分及び 同一補助ブロッ ク都道府県外 乗入部分以外 のキロ程の比 率 (チー(リ+ヌ)) ÷チ=マ'	計画実車走行 キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象 経常収益 の見込額 ノ'とノ''のいずれか 少ない額 ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益													補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	
							補助金交付要綱別表2(注)4. の適用が ある場合			3力年平均 (d+e+f)/3 =ノ'	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間				
							基準期間に における実車 走行キロ当 たり経常収益 の運賃改定 による増収分 f×コ÷(1+ コ) ×フ=g	経常収益控 除額 ケとgのいず れか少ない 額 h	補助金交付 要綱別表2 (注)4. の適 用後のキロ 当たり経常 収益 ノ'ーh=ノ''			経常収益 ヤ''	実車走行 キロ マ''	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ''÷マ''= d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ'÷マ'= e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ		
	2	0	100.000%	169,433.6 km	50,074,406円	54円.11銭	8円.47銭	0円.00銭	54円.11銭	54円.11銭	9,533,290円	184,737.0 km	51円.60銭	9,772,277円	174,356.5 km	56円.04銭	9,306,758円	170,169.6 km	54円.69銭	9,168,052	円
	3	0	100.000%	165,113.6 km	48,797,673円	143円.18銭	24円.74銭	0円.00銭	143円.18銭	143円.18銭	20,035,328円	140,452.0 km	142円.64銭	17,336,470円	136,189.6 km	127円.29銭	26,307,143円	164,808.0 km	159円.62銭	23,640,965	円
	4	0	100.000%	137,879.2 km	40,748,818円	53円.57銭	8円.24銭	0円.00銭	53円.57銭	53円.57銭	7,995,530円	153,195.3 km	52円.19銭	8,543,297円	154,327.3 km	55円.35銭	8,201,760円	154,172.0 km	53円.19銭	7,386,188	円
合計				472,426.4 km	139,620,897円						37,564,148円	478,384.3 km		35,652,044円	464,873.4 km		43,815,661円	489,149.6 km		40,195,205	円

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額		補助対象経費 の限度額		タ又はレのうちいず れか少ないほうの 額		ソのうち補助ブロッ ク外乗入部分、同 一補助ブロック都道 府県外乗入部分及 び他路線との競合 部分以外に係るも の		ソのうち補助ブロッ ク外乗入部分及び同 一補助ブロック都道府 県外乗入部分以外に係 るもの		計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線		補助対象経費		計画額		経常費用から 経常収益を 控除した額		損失額から国庫補 助額を控除した額	
			カーヨ＝タ		カ×9/20＝レ		ソ		ソ×ヲ＝ツ		ソ×ヲ'＝ツ'		ツ×みなし運行回数／ ①計画運行回数＝ネ		ナ		ナ×1/2＝ラ		ニ×ワ－ヨ＝ム		ム－ラ＝ウ	
	2	0	40,906,354	円	22,533,482	円	22,533,482	円	22,533,482	円	22,533,482	円	13,062,888	円	13,062	千円	6,531.0	千円	40,906,354	円	34,375,354	円
	3	0	25,156,708	円	21,958,952	円	21,958,952	円	21,958,952	円	21,958,952	円	11,261,001	円	11,261	千円	5,630.5	千円	25,156,708	円	19,526,208	円
	央栗市														1,446		723.0					
	たつの市														6,809		3,404.5					
	太子町														1,332		666.0					
	姫路市														1,674		837.0					
	4	0	33,362,630	円	18,336,968	円	18,336,968	円	18,336,968	円	18,336,968	円	11,002,180	円	11,002	千円	5,501.0	千円	33,362,630	円	27,861,630	円
合計			99,425,692	円	62,829,402	円	62,829,402	円	62,829,402	円	62,829,402	円	35,326,069	円	35,325	千円	17,662	千円	99,425,692	円	81,763,192	円

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具 体的概要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
	2	0	870,000円	2.5%	33,505,354円	97.5%		0.0%	0円	0.0%	
	3	0	750,000円	3.8%	18,769,000円	96.1%		0.0%	7,208円	0.0%	
	4	0	733,000円	2.6%	27,128,630円	97.4%		0.0%	0円	0.0%	
合計			2,353,000円	2.9%	79,402,984円	97.1%	0円	0.0%	7,208円	0.0%	

地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組内容（令和 9 年度）

協議会等名	申請 番号	運行系統名	起点	主な経由地	終点	地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組		実施主体と実施時期
						計 画	取組実績	
姫路市 たつの市 宍粟市	神姫 2	姫路駅前～林 田・山崎イン ター～山崎	姫路駅前	林田 山崎インター	山崎	①沿線の通学需要や病院への通院を考慮したダイヤ設定による利用取り込みの継続 ②バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討 ③並走路線の再編による需要の集約検討 ④姫路市・市内の店舗とのサイクル&バスライドの取組みを通じた利用促進 < 定量的な効果目標 > 上記の取組みにより、収支改善率 1 % 以上を目標とする。		①神姫バス株式会社 ②神姫バス株式会社 ③神姫バス株式会社 ④姫路市・神姫バス株式会社 < 実施時期 > 左記の取組は通年での実施を予定する。対外的な調整が必要な案件は、実施の目途が立ち次第とする
姫路市 宍粟市	神姫 5	姫路駅前～横 関～山崎	姫路駅前	横関	山崎	①沿線の通学需要に対応したダイヤ設定による利用取り込みの継続 ②バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討 ③並走路線の再編による需要の集約検討 ④姫路市・市内の店舗とのサイクル&バスライドの取組みを通じた利用促進 < 定量的な効果目標 > 上記の取組みにより、収支改善率 1 % 以上を目標とする。		①神姫バス株式会社 ②神姫バス株式会社 ③神姫バス株式会社 ④姫路市・神姫バス株式会社 < 実施時期 > 左記の取組は通年での実施を予定する。対外的な調整が必要な案件は、実施の目途が立ち次第とする

事業者名	株式会社ウイング神姫
------	------------

地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組実績（R 9 年度）

協議会等名	申請 番号	運行系統名	起点	主な経由地	終点	地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組		備考
						計画	取組実績	
宍粟市	2	山崎 ～横山	山崎	曲里・ まほろば の湯	横山	【取組内容及び実施時期】 ・利用実態に応じて運行系統再編、ダイヤ改正を行い収支改善を図る（令和9年4月～） ・自転車積載可能なラックバスによる自転車下りを継続実施 ・新IC導入による利便性の向上をPRし、利用増に繋げる（令和9年4月～） ・地域クラブ活動への移行に際し、移動需要に対応する（令和9年4月～） 【実施主体】 バス事業者、宍粟市 【効果目標】 上記の取組みにより、収支改善率 1 % 以上を目標とする。		【現在の検討状況】 ①貨客混載：該当無 ②路線再編：可 ③混乗化：該当無 ④観光利用：可
宍粟市 たつの市 太子町 姫路市	3	山崎～ ダイセル	山崎	新宮駅・ 龍野	ダイセル	【取組内容及び実施時期】 ・沿線のJR網干駅・播磨新宮駅・山崎バスターミナルにおける鉄道・バス接続を考慮したダイヤ改正を実施する（令和9年4月～） ・新IC導入による利便性の向上をPRし、利用増に繋げる（令和9年4月～） ・地域クラブ活動への移行に際し、移動需要に対応する（令和9年4月～） 【実施主体】 バス事業者、沿線市町 【効果目標】 上記の取組みにより、収支改善率 1 % 以上を目標とする。		【現在の検討状況】 ①貨客混載：該当無 ②路線再編：可 ③混乗化：該当無 ④観光利用：可
宍粟市	4	山崎～ エーガイヤ 千種	山崎	皆木	エーガイヤ ちくさ	【取組内容及び実施時期】 ・利用実態に応じて運行系統再編、ダイヤ改正を行い収支改善を図る（令和9年4月～） ・新IC導入による利便性の向上をPRし、利用増に繋げる（令和9年4月～） ・地域クラブ活動への移行に際し、移動需要に対応する（令和9年4月～） 【実施主体】 バス事業者、宍粟市 【効果目標】 上記の取組みにより、収支改善率 1 % 以上を目標とする。		【現在の検討状況】 ①貨客混載：該当無 ②路線再編：可 ③混乗化：該当無 ④観光利用：可

表6 車両の取得計画の概要

都 道 府 県 (市 区 町 村)	バ ス 事 業 者 等 名	補 助 対 象 車 両 数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
兵庫県 (宍粟市)	神姫バス株式会社	6	217
	株式会社ウイング神姫	1	248

表7 車両の取得を行う事業者（車両減価償却費等国庫補助金）

事業者名	神姫バス株式会社
------	----------

1. 車両取得の概要

2年目以降(令和 9 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
北近畿	8～13	姫路駅前～青山西～龍野 姫路駅前～林田・インター～山崎 姫路駅前～横関～山崎 姫路駅前～横関～荒木	第1・2・5・19号	第1・2・6・23号

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額 (円) 初年度への額＝ナ	残存価額(円) 前年度7(2年目のみ タ)の額＝ラ	普通償却限度額 (円) (定率法) $\text{ラ} \times 0.4 = \text{ム}$ (定額法) $\text{ナ} \times 0.2 = \text{ム}$	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) $\text{ム} + \text{ウ} = \text{ノ}$	事業者償却額 (円) オ	ノとオのうち少ない 方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 $\text{ク} \times \text{ヤ} \div 12 \text{ (月)} = \text{マ}$ (最終年度) $\text{ク} = \text{マ}$	計画額(千円) $\text{マ} \times 1/2 = \text{ケ}$	* 残存価格 (円) $\text{ラ} - \text{マ} = \text{フ}$
8	15,000,000	5,768,727	3,000,000	0	3,000,000	831,273	831,273	12	831,273 円	415.6	4,937,454
9	15,000,000	5,768,727	3,000,000	0	3,000,000	831,273	831,273	12	831,273 円	415.6	4,937,454
10	15,000,000	5,768,727	3,000,000	0	3,000,000	831,273	831,273	12	831,273 円	415.6	4,937,454
11	15,000,000	5,768,727	3,000,000	0	3,000,000	831,273	831,273	12	831,273 円	415.6	4,937,454
12	15,000,000	5,768,727	3,000,000	0	3,000,000	831,273	831,273	12	831,273 円	415.6	4,937,454
13	15,000,000	5,768,727	3,000,000	0	3,000,000	831,273	831,273	12	831,273 円	415.6	4,937,454
計	90,000,000	34,612,362	18,000,000	0	18,000,000	4,987,638	4,987,638		4,988 千円	2,493	29,624,724

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対 象額(円) ナの額以内＝コ	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち低 い方の率(%) テ	補助対象経費 ア	計画額(千円) $\text{ア} \times 1/2 = \text{サ}$
			(自)	(至)				
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ＋ア	計画額(千円) ケ＋サ
4,988	2,493

【負担者とその負担割合】

補助ブ ロック名	申請 番号	負担者とその負担割合								
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近畿	8～13	330,000円	13%	2,160,000円	87%			3,600円		
合計		330,000円		2,160,000円				3,600円		

表7 車両の取得を行う事業者（車両減価償却費等国庫補助金）

事業者名	株式会社ウイング神姫
------	------------

2年目以降(令和 9 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
北近畿	1	山崎～曲里・まほろばの湯～横山	2	2
		山崎～新宮駅・龍野～ダイセル	3	3
		山崎～皆木～エーガイヤちくさ	4	4

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額 (円) 初年度への額＝ナ	残存価額(円) 前年度7(2年目のみ タ)の額＝ラ	普通償却限度額 (円) (定率法)ラ×0.4＝ム (定額法)ナ×0.2＝ム	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) ム＋ウ＝ノ	事業者償却額 (円) オ	ノとオのうち少ない 方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)＝マ (最終年度)ク＝マ	計画額(千円) マ×1/2＝ケ	* 残存価格 (円) ラ－マ＝フ
1	15,000,000	5,884,455	3,000,000		3,000,000	715,545	715,545	12	715,545 円	357	5,168,910
									円		
計	15,000,000	5,884,455	3,000,000	0	3,000,000	715,545	715,545		715 千円	357	5,168,910

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

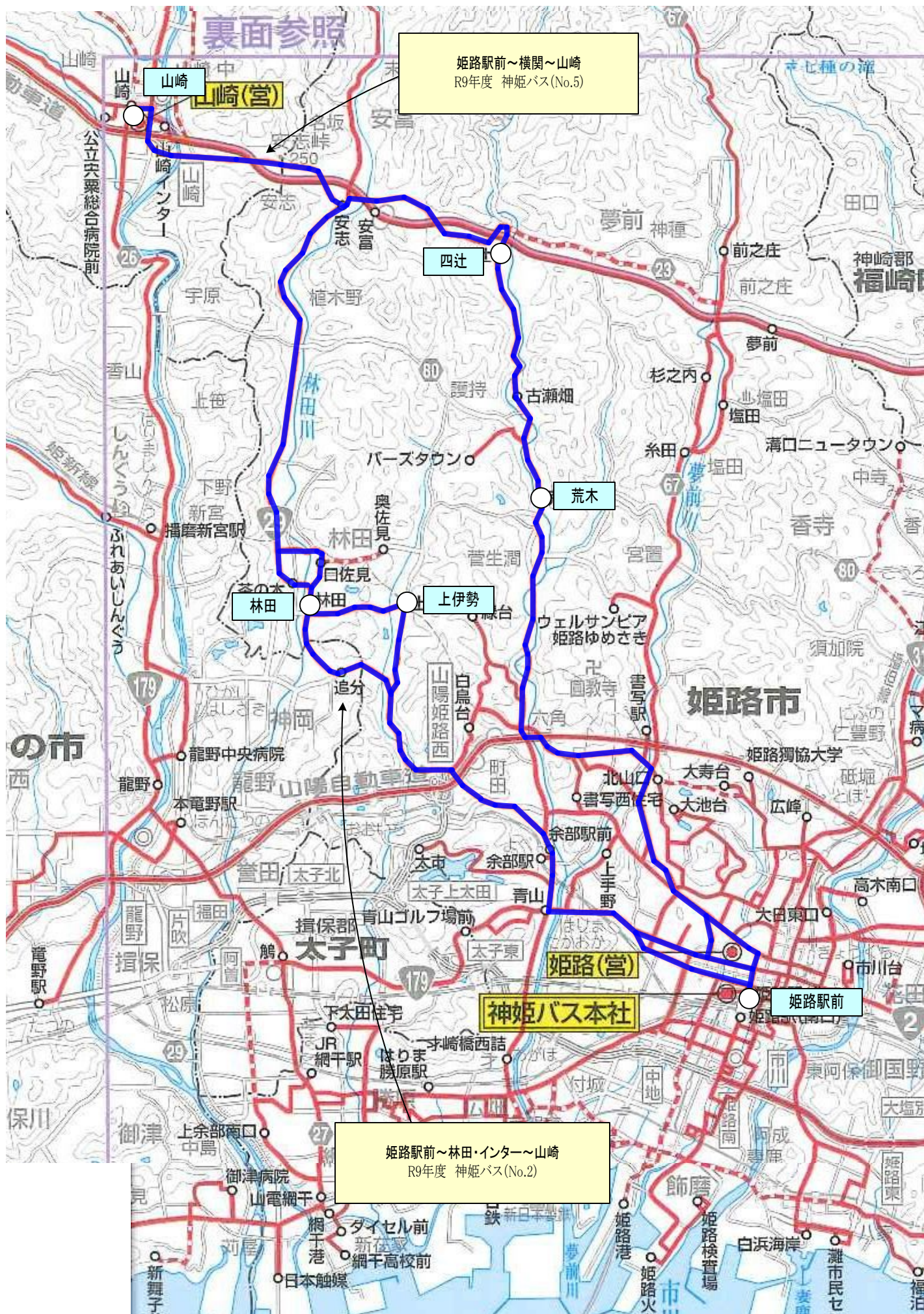
申請番号	金融費用補助対 象額(円) ナの額以内＝コ	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち低 い方の率(%) テ	補助対象経費 ア	計画額(千円) ア×1/2＝サ
			(自)	(至)				
							円	
							円	
計							千円	

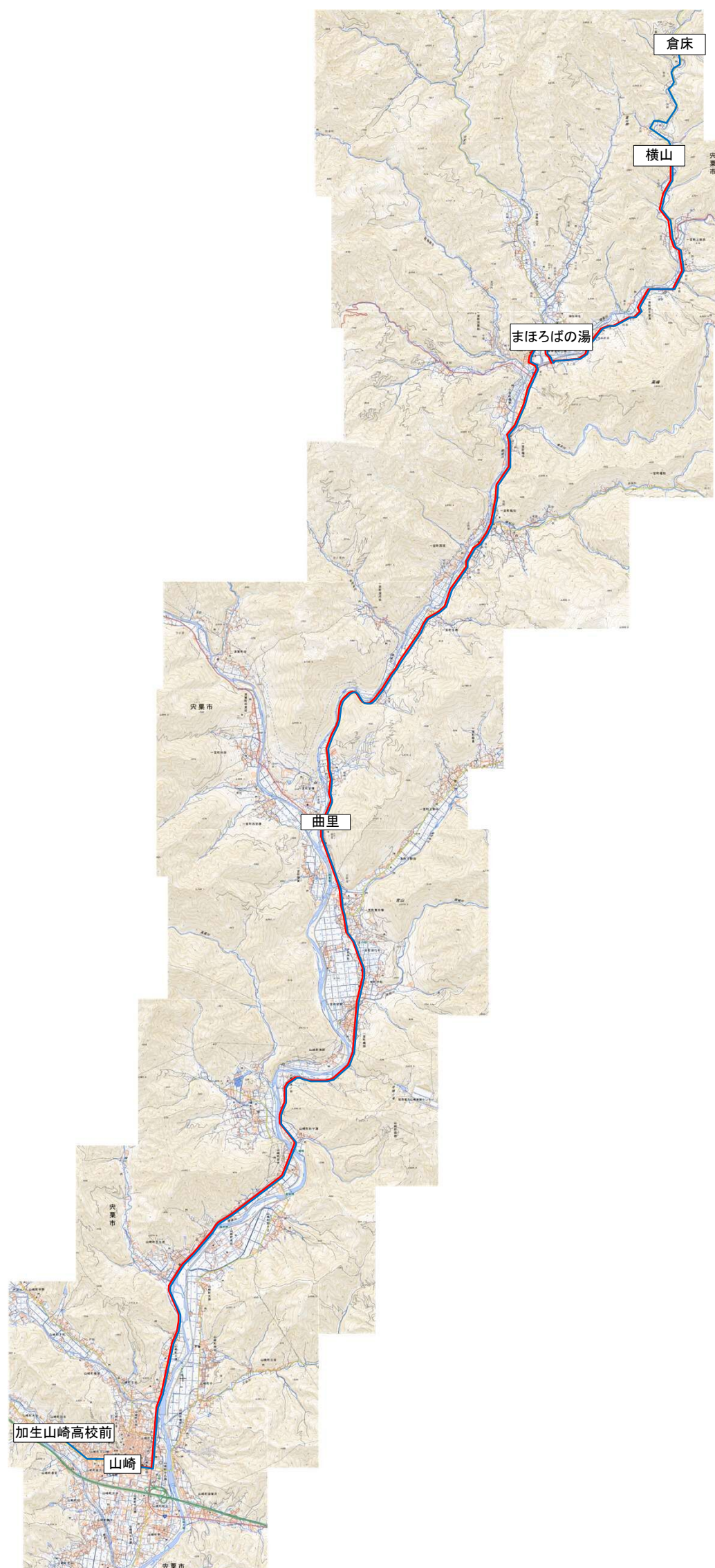
【所要経費】

補助対象経費(千円) マ＋ア	計画額(千円) ケ＋サ
715	357

【負担者とその負担割合】

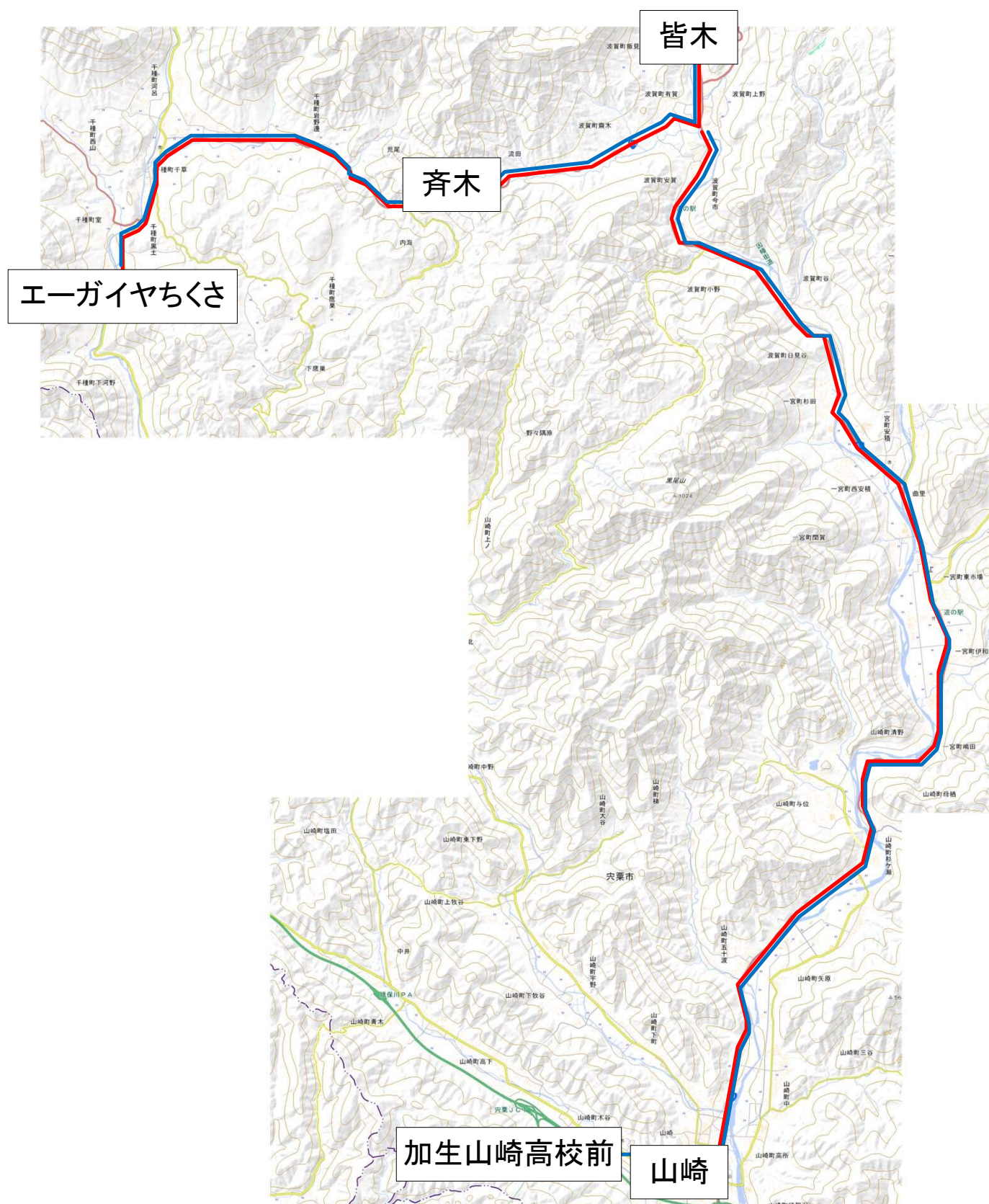
補助 ブ ロック 名	申請 番号	負担者とその負担割合								
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具 体的概要
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近 畿	1	46,000円	12.9 %	309,000円	86.6 %	円	%	2,000円	0.6 %	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
合計		円	%	円	%	円	%	円	%	







3	1020	主	山崎	新宮駅・龍野	ダイセル	29.6	6.2		15.6%	協議対象
	1042		山崎	新宮駅・龍野	JR網干駅	25.6	1.6			



宍 ま ま 第 号
令和 8 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 兵庫県宍粟市地域公共交通会議
住 所 宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6
代表者氏名 会長 水 口 浩 也

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和 8 年 6 月 29 日

（名称）宍粟市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性	
鉄軌道を有しない本市において、現在、市民の移動手段は自家用車に大きく依存しているが、少子高齢化や人口減少が進む中、今後、交通弱者が増加することが見込まれている。 そのような中、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、地域と市内外の施設を結ぶ地域公共交通網が必要である。市内外を運行する地域公共交通としては、主に大型バスと広域バスの路線である地域間幹線系統と、幹線に接続して市内の拠点を結ぶ小型バスの路線やデマンド乗合交通の地域支線がある。 隣接する市町村間を結ぶ地域間幹線系統の定期路線運行は、通勤通学をはじめとした日常生活における利用や観光において重要な役割を担っており、地域支線は、市内の各地域から市内の交通拠点及び都市拠点である山崎に連結する役目を担う手段として、また元気な高齢者の移動手段として、重要な役割を担っている。 いずれの路線も今後も継続的な運行が求められる中で交通事業者や県、市の努力のみでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業による運行の維持、確保が必要となる。	
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果	
(1) 事業の目標	
【利用者数】 (1) 市役所前～下宇原 1 便あたり 2 人以上の利用者数 (2) 山崎～下比地 1 便あたり 2 人以上の利用者数 (3) はりま一宮小学校前～福知溪谷 1 便あたり 2 人以上の利用者数 (4) 皆木～上垣内 1 便あたり 2 人以上の利用者数 (5) 宍粟市総合教育センター～皆木 1 便あたり 2 人以上の利用者数 (6) 皆木～皆木 1 便あたり 2 人以上の利用者数 (7) ちくさええとこバス 年間利用者数 3,600 人 【収支】 支線として運行する路線の収支率 4.6%以上を目標とする。 【公的資金投入額】 支線として運行する路線の公的資金投入額を 54,000 千円以内とする。	
(2) 事業の効果	
①地域住民の通院・買い物等の日常生活を支える移動手段の確保 ②交通空白地域の解消 ③通勤・通学手段の確保 ④定額運賃による利便性の向上 ⑤市外連絡路線（幹線）との連携によるネットワークの構築	
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体	
・利用者から直接要望を聞くことや地元自治会長から意見を聴取した結果をもとに、利便性向上のためにダイヤや路線の見直しの実施（市・事業者） ・公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成および、市内全戸配布（市・事業者） ・沿線地域でのバスの乗り方教室の実施（市・事業者） ・利便性向上のため、ダイヤや路線の見直しに合わせ、GTFS-JP データの更新を行う（市） ・地域内の各施設との連携、各種イベントに紐づけて利用を呼びかけ（ちくさええとこ協議会）	

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び
運送予定者

運行系統	路線・区域	サービス水準	運賃・ 運送の 対価	運送予定 者
(1) ~ (6)	出発地～地域の市外 連絡路線との接続拠 点	1日1～4往復 週2日～週5日定期運 行 ※土日祝、お盆、年末 年始運休	200 円	株式会社 ウイング 神姫
(7)	宍粟市千種町全域	週5日予約制 ※土日祝、年末年始運 休	200 円	ちくさえ えとこ協 議会

詳細は表1のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る7系統について、その運行に係る費用のうち、宍粟市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

毎月、路線毎の利用者数の集計を行い、評価を実施。利用状況を各自治会長に公表。また、利用者からの聞き取り調査を行い、より利便性の高いダイヤへの見直しを行う。
収支率、公的資金投入額について、数値指標によるモニタリング・評価を実施する。

7. 別表1の補助対象事業の基準ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの
運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村
に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期
及びその他特記事項【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（1）事業の目標
該当なし
（2）事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（1）事業の目標
該当なし
（2）事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・令和7年6月25日（R7第1回）R8地域公共交通計画別紙の提出について、宍粟市地域公共交通計画の進捗について、運賃協議分科会の設置について
- ・令和7年10月30日（R7第2回）千種地域内の小型バス2路線の廃止について、地域公共交通計画の変更について、R8地域公共交通計画の変更届出について
- ・令和7年12月22日（R7第3回）千種地域内のデマンド型乗合交通の自家用有償旅客運送の登録申請について、R8地域公共交通計画の変更認定申請について
- ・令和8年1月29日（R7第4回）事業評価の協議、バスルートの変更、バス停の廃止、R8地域公共交通計画の変更届出について
- ・令和8年6月29日（R8第1回）R8地域公共交通計画（幹線系統）の変更認定申請について、R9地域公共交通計画別紙の提出について、宍粟市地域公共交通計画の進捗について

19. 利用者等の意見の反映状況

会議に住民代表として公募委員のほか、各町連合自治会や老人クラブ連合会、社会福祉協議会より各々1名に参画いただき、利用者等の意見を反映している。
また、地域自治会との調整、利用者の意見聴取やバス乗務員への聞き取りを実施し見直しの参考にしている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133-6

（所 属）宍粟市役所まちづくり部

まちづくり推進課

（氏 名）藤多 祐太郎

（電 話）0790-63-3123

（e-mail）machizukuri-ka@city.shiso.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

都道府県名			市区町村名		協議会名															年度	
兵庫県			宍粟市		宍粟市地域公共交通会議															令和 9 年度	
申請 番号	市区町村名	運送予定者名	主たる業態	(申請番号) 運行系統名等	運行系統			往	復	計画運行 日数	計画運行回数	利便増進 特例措置	運送継続 特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表 7・別表 9・別表 1 0）							
					起点	経由地	終点							運行態様 の別	補助開始年度	基準ハで該当 する要件（別 表 7・ 9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当 する要件（別 表 7 のみ）			
1	宍粟市	株式会社ウイング神姫	バス事業者（市町村からの運行委託を除く）	(1) 市役所前～山崎～下宇原1	市役所前	山崎・川戸 3	下宇原 1	13.2km	13.2km	241.0日	1,084.5回			路線型	平成 28 年度	① 幹線接続	山崎停留所で神姫バス山崎～姫路線と接続	③ 前年度から引き続き運行			
2	宍粟市	株式会社ウイング神姫	バス事業者（市町村からの運行委託を除く）	(2) 山崎～下比地	山崎	須賀沢 1・金谷自治会館前・国見の森	下比地	12.7km	12.5km	241.0日	964.0回			路線型	平成 28 年度	① 幹線接続	山崎停留所で神姫バス山崎～姫路線と接続	③ 前年度から引き続き運行			
3	宍粟市	株式会社ウイング神姫	バス事業者（市町村からの運行委託を除く）	(3) はりまー宮小学校前～福知溪谷	はりまー宮小学校前	中安積・深河谷詰所前・福知公民館前	福知溪谷	16.2km	16.2km	98.0日	294.0回			路線型	平成 28 年度	① 幹線接続	曲里停留所でウイング神姫横山線と接続	③ 前年度から引き続き運行			
4	宍粟市	株式会社ウイング神姫	バス事業者（市町村からの運行委託を除く）	(4) 皆木～上垣内	皆木	宍粟市総合教育センター・今市・谷公民館前	上垣内	7.9km	7.9km	97.0日	291.0回			路線型	平成 28 年度	① 幹線接続	安賀停留所でウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線と接続	③ 前年度から引き続き運行			
5	宍粟市	株式会社ウイング神姫	バス事業者（市町村からの運行委託を除く）	(5) 宍粟市総合教育センター～皆木	総合教育センター	はがてらす（波賀市民協働センター）・水谷公民館前	皆木	7.0km	7.0km	144.0日	432.0回			路線型	平成 28 年度	① 幹線接続	安賀停留所でウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線と接続	③ 前年度から引き続き運行			
6	宍粟市	株式会社ウイング神姫	バス事業者（市町村からの運行委託を除く）	(6) 皆木～飯見詰所北～皆木	皆木	飯見詰所北	皆木	循環	3.8km	144.0日	288.0回			路線型	平成 28 年度	① 幹線接続	皆木停留所でウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線と接続	③ 前年度から引き続き運行			
7	宍粟市	ちくさえとこ協議会	自家用有償旅客運送	(7) ちくさえとこバス		宍粟市千種町全域				242.0日	2,420.0回			区域型	令和 8 年度	① 幹線接続	エーガイヤちくさ停留所でウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線と接続	③ 前年度から引き続き運行			
8																					
9																					
10																					
11																					

R10年度～計画期間最終年度については、R9年度事業から運行内容に変更がないため省略

表 5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

都道府県名	市区町村名	協議会名	年度
兵庫県	宍粟市	宍粟市地域公共交通会議	令和 9 年度

	人 口
人口集中地区以外（人）	31,269 人
交通不便地域等（人）	31,269 人

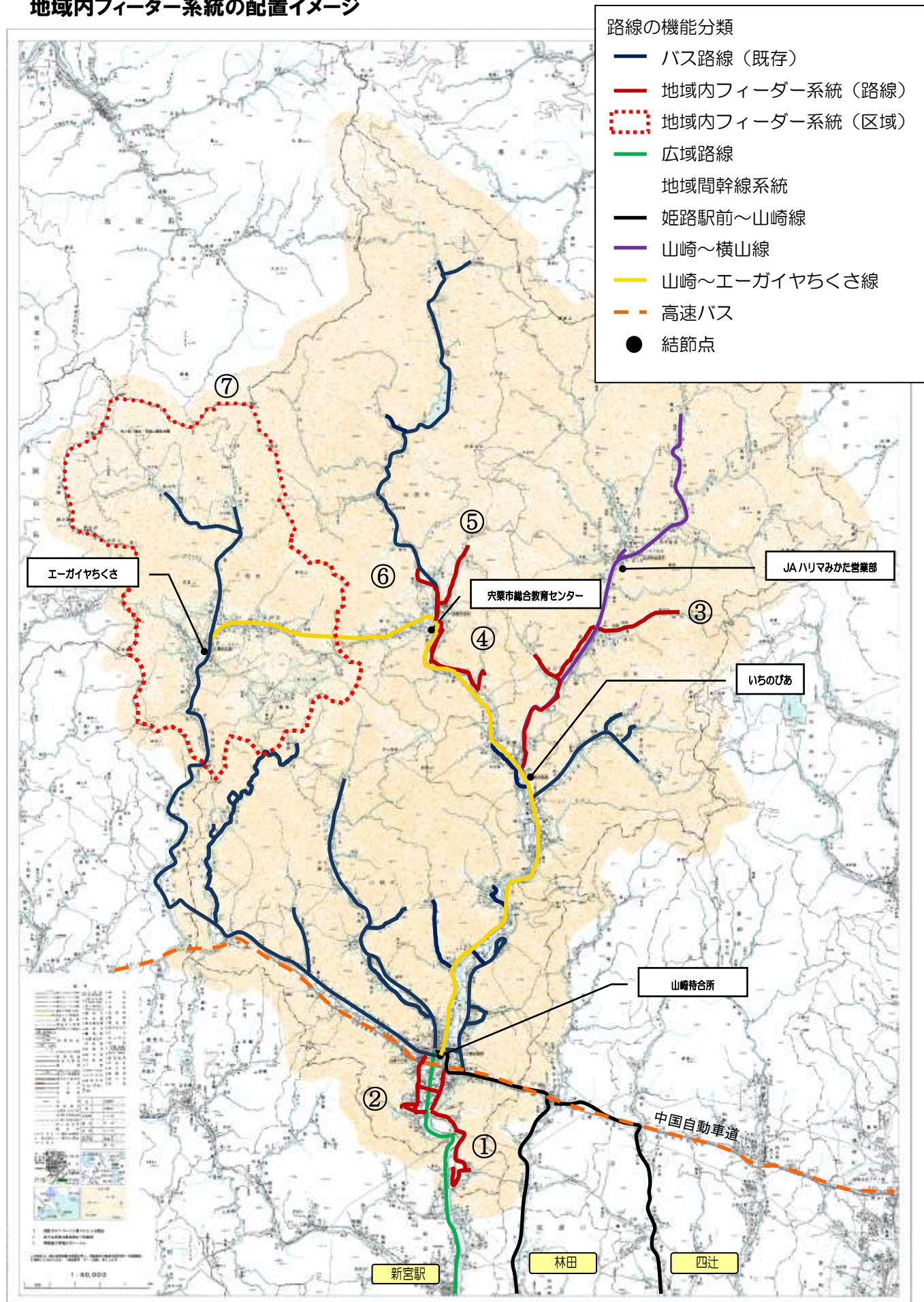
交通不便地域等の内訳

人口（人）	対象地区	根拠法
31,269 人	宍粟市	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

地域内フィーダーシステムの配置イメージ



地域公共交通計画の軽微な変更の取り扱いについて

○地域公共交通確保維持改善事業に係る地域公共交通計画変更の概要

1. 原則

運行回数や経路、運行ダイヤ等の変更が生じる際は、計画内容も変更を行う必要があるため、原則として事前に本会議を開催し、委員の承諾を得る必要がある。

2. 軽微な変更について

ただし、変更の内容が国の定める一定の基準（軽微な変更※）に該当する場合には、あらかじめ本会議において包括的な合意を得ることにより、会議の開催を省略できる制度がある。

3. 本会議での取り扱いについて

計画の変更において、軽微な変更に該当する場合は、その都度、本会議を開いて協議することは省略する旨を令和7年度地域公共交通会議で了承済。そのため、今年度も同様の取り扱いとしたい。

なお、この取り扱いをする場合の変更内容については、後日、書面等で報告を行う。

【※参考：地域公共交通確保維持改善事業実施要領2.（1）②ア. を抜粋】

ア. 地域公共交通計画の変更と活性化法法定協議会の開催について

陸上交通（地域間幹線系統又は地域内フィーダー系統）について記載した地域公共交通計画の策定後に鉄道のダイヤ改正や学校の登校時間・登校日の変更への対応、沿線の集客施設の新設・廃止への対応等による運行回数・運行日の変更や運行経路の一部変更が生じることが見込まれる場合は、予め活性化法法定協議会において事前に包括的な合意が得られていることを前提に、次のいずれをも満たす軽微な変更に関し、変更の都度、活性化法法定協議会を開催しなくても交付要綱第9条第1項（第18条の規定により準用する場合を含む。）の活性化法法定協議会の議論を経たものとして取り扱う。

- ・ 各補助対象系統の1日当たり計画運行回数の10%以内又は1回以内の増減
- ・ 各補助対象系統の計画運行日数の10%以内の増減
- ・ 各補助対象系統のキロ程（デマンド型にあってはサービス提供時間）の10%以内の増減
- ・ 地域間幹線系統補助対象事業者に係る計画額の総額の10%以内の増減

ただし、当該変更後の地域公共交通計画については、活性化法法定協議会構成員において情報共有されることが必要である。

議事（９）路線再編の協議について

兵庫県市町振興支援交付金・・・

県と市町が共通する地域課題に対して、市町が自主的・自律的に対応できるよう県が交付する交付金

交通事業においては、路線バスの維持確保等のために実施する、市町の補助事業等に対して交付することで、県市町が協調して路線維持に努めている。

県が定める交付金交付要綱に基づいて実施（市の補助事業も県要綱に準ずる要件で実施）

兵庫県市町振興支援交付金交付要綱 準幹線系統の補助要件（一部抜粋）

次に掲げるすべてに該当する系統の運行

- ・ **平均乗車密度が2人以上15人以下と見込まれる系統**
- ・ 1日当たりの計画運行回数が10回以下の系統
- ・ 1日当たりの輸送量が2人以上50人以下と見込まれる系統 その他

平均乗車密度…バスの起点から終点まで平均して何人乗車しているかを示す数値

一部路線において平均乗車密度低下

→令和8年度申請分より要件満たさず対象外に

補助対象期間：令和8年度（令和7年10月1日～令和8年9月30日）

県民・市民の移動手段として重要な役割を果たす広域路線バスの維持を目的として、令和7年度より、要件落ちした路線も**路線再編に取り組むことを要件に最長3年間支援を継続する特例**を設定

- 次に掲げるすべてに該当する系統の運行
- ア

過去3か年において、算定対象であった系統。
- イ

市町の地域公共交通会議等で路線再編等の協議が開始されていること。
- ウ

当該系統にかかる再編・利用促進計画等の再構築にかかる計画を策定していること。

R8補助申請時期（今年10月）までに地域公共交通会議で協議を開始し、路線再編等の計画を策定する必要あり

路線再編協議を開始する系統

対象系統の平均乗車密度

運行系統名	R8計画数値	要件
山崎～新宮駅～龍野	1.5	2人以上15人以下
山崎～新宮駅	1.4	
山崎～皆木～原	1.9	

路線再編等の計画案…実施時期・再編内容は未定。運行事業者を中心に検討を進める。

報告(1)ちくさえとこバスの運行状況について

令和8年 6月 3日作成

【令和8年4月実績】

■車両別利用実績 ※左上:延人数、右下:運行数

R8年4月	1 水	2 木	3 金	4 土	5 日	6 月	7 火	8 水	9 木	10 金	11 土	12 日	13 月	14 火	15 水	16 木	17 金	18 土	19 日	20 月	21 火	22 水	23 木	24 金	25 土	26 日	27 月	28 火	29 水	30 木		合計	乗車率
ヴォクシー	5 3	17 14	14 10			11 7	17 14	9 7	15 7	4 4			17 13	23 14	28 12	9 8	9 9			29 9	7 6	13 9	32 14	22 15			6 6	16 9		8 8	311 198	1.57	
ハイエース															26 3					32 4		7 1									65 8	8.13	
アトレー						1 1							2 1		2 2					4 4		2 2									11 10	1.10	
合計	5 3	17 14	14 10	0 0	0 0	12 8	17 14	9 7	15 7	4 4	0 0	0 0	19 14	23 14	56 17	9 8	9 9	0 0	0 0	65 17	7 6	22 12	32 14	22 15	0 0	0 0	6 6	16 9	0 0	8 8	0 0	387 216	1.79

■料金別利用実績(延人数)

乗車料金

大 人	0	3	3			3	6	1	5	2			12	6	9	2	3			12	2	6	25	9			2	10		6		127	25,400
小中高	1	1	3			3	4	0	0	0			2	9	42	0	0			0	0	13	0	0			1	0		0		79	7,900
障がい	0	1	2			0	1	2	8	0			2	2	3	5	3			2	1	3	2	4			0	1		2		44	4,400
定 期	4	12	6			6	6	6	2	2			3	6	2	2	3			5	4	0	5	9			3	5		0		91	0
未就学児																				46											46	0	
延人数	5	17	14	0	0	12	17	9	15	4	0	0	19	23	56	9	9	0	0	65	7	22	32	22	0	0	6	16	0	8	0	387	37,700

【令和8年5月実績】

■車両別利用実績 ※左上:延人数、右下:運行数

R8年5月	1 金	2 土	3 日	4 月	5 火	6 水	7 木	8 金	9 土	10 日	11 月	12 火	13 水	14 木	15 金	16 土	17 日	18 月	19 火	20 水	21 木	22 金	23 土	24 日	25 月	26 火	27 水	28 木	29 金	30 土	31 日	合計	乗車率
ヴォクシー	13 10						15 10	8 7			10 9	26 14	15 11	17 8	8 7			9 9	13 10	1 1	14 12	8 7			16 13	24 13	18 12	18 10	10 9			243 172	1.41
ハイエース													9 2							9 1							9 1					27 4	6.75
アトレー												1 1	1 1	2 1					1 1						1 1							6 5	1.20
合計	13 10	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	15 10	8 7	0 0	0 0	10 9	27 15	25 14	19 9	8 7	0 0	0 0	9 9	14 11	10 2	14 12	8 7	0 0	0 0	17 14	24 13	27 13	18 10	10 9	0 0	0 0	276 181	1.52

■料金別利用実績(延人数)

乗車料金

大 人	7						9	2			5	8	12	8	0			2	5	0	8	4			9	3	8	11	4			105	21,000
小中高	1						0	1			0	9	2	5	2			2	3	9	2	0			1	9	14	0	0			60	6,000
障がい	0						5	3			1	2	3	2	3			2	0	1	2	0			0	5	2	3	0			34	3,400
定 期	5						1	2			4	8	8	4	3			3	6	0	2	4			7	7	3	4	6			77	0
延人数	13	0	0	0	0	0	15	8	0	0	10	27	25	19	8	0	0	9	14	10	14	8	0	0	17	24	27	18	10	0	0	276	30,400

【曜日別利用実績(延人数・平均)】

	月	火	水	木	金
R8年2月	26	79	59	34	55
R8年3月	69	83	74	26	24
R8年4月	102	63	92	81	49
R8年5月	36	65	62	66	47
合 計	233	290	287	207	175
運行日数	15	16	14	17	16
平 均	15.5	18.1	20.5	12.2	10.9

【1ヶ月乗り放題券発行状況】

発行場所	R8.1	R8.2	R8.3	R8.4	R8.5	計
ええとこセンター	1	1	1	1	1	5
ええとこバス内	1	4	6	4	6	21
合 計	2	5	7	5	7	26

定期区分	R8.1	R8.2	R8.3	R8.4	R8.5	合計
大 人	2	3	4	4	5	18
小中高・障	0	2	3	1	2	8
合 計	2	5	7	5	7	26
定期料金	4,000	8,000	11,000	9,000	12,000	44,000

【会員登録状況】

登録月	人数
2月	20
3月	6
4月	12
5月	8
合計	46

【平均乗車人数・乗車率等の状況】

	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	R8.4	R8.5
延人数	114	189	216	162	253	276	387	276
運行日数	16	15	16	15	18	21	21	18
運行数	64	106	142	129	174	178	216	181
平均乗車人数	7.1	12.6	13.5	10.8	14.1	13.1	18.4	15.3
乗車率	1.78	1.78	1.52	1.26	1.45	1.55	1.79	1.52

【予約方法別利用状況(延人数)】

予約方法	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	R8.4	R8.5	合 計
電 話	136	133	136	117	144	146	281	190	1,283
スマホ	8	56	80	49	109	130	106	86	624
合 計	144	189	216	166	253	276	387	276	1,907

報告(2) 乗継制度の廃止に向けた協議について

1. 経緯

令和7年10月30日に開催した令和7年度第2回宍粟市地域公共交通会議において、乗継制度の廃止について提案があった。その後、宍粟市政策会議において、市として乗継制度を廃止する方針が出された。

2. 乗継制度を廃止する方針とした背景

(1) 交通体系の変化

小型バス路線の利用者が低迷する中で、一宮北部や千種地区で路線の見直しがありデマンド方式による自家用有償旅客運送事業が導入され、市内一律200円運賃の維持ができず、公平性を欠いた状態となっている。

(2) 乗継制度の複雑性

乗継ぎに必要な乗継券が路線によって5種類に色分けされており、乗り継ぎ可能なバス停の把握など、複雑な仕組みになっている。

(3) 乗務員の負担軽減

乗務員は安全性、定時性が求められる中で、乗継券の発行に手間取り、乗務員の負担になっており、乗務員不足が大きな課題となる中で、負担軽減は急務である。

参考：乗継券利用状況（過去5年間）

令和3年度：4,860枚、令和4年度：5,471枚、令和5年度：6,578枚、
令和6年度：5,515枚、令和7年度：5,466枚

3. 乗継制度廃止に伴う課題と利用者への配慮

乗継制度廃止に伴う課題として、これまで片道200円の運賃が、2倍の400円となり、利用者への配慮が求められる。

◇利用者への配慮方針

1日乗車券の利用促進 大人：500円 小人・障がい者：250円

《利用者の主な利用形態を考慮した配慮》

バス利用者の主な利用形態は、自宅から目的地までの往復利用であると考えられ、乗継券を利用することで現行往復400円の負担のところ、乗継制度廃止後は、往復800円の負担となることから、1日乗車券（500円）の利用を促進することで、利用者の方に理解を求めていく。

4. 今後のスケジュール

乗継制度の廃止に伴う運賃変更については、※道路運送法第9条第4項に基づく運賃協議会での協議が必要となります。

パブリックコメント募集（9月） ⇒ 運賃協議分科会での協議（10月頃） ⇒ 地域公共交通会議へ結果報告（書面による） ⇒ 協議が調い、一定の周知期間を経て、令和9年4月から乗継制度を廃止

※道路運送法第9条第4項概要：一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

①市町村又は都道府県 ②当該一般乗合旅客自動車運送事業者 ③地方運輸局長 ④市長が住民の意見を代表する者として指名する者

5. 地域公共交通会議での意見

本日いただくご意見やご質問については、運賃協議分科会にて検討・協議する。

◇参考

※運賃協議分科会：道路運送法に基づき、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃を協議する場。地域公共交通会議とは異なり、独占禁止法に抵触しないよう構成員が限定される。

※地域公共交通会議：市町村、事業者、住民代表など多様な構成員で協議

宍粟市運賃協議分科会規約

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号。）第9条第4項に規定される運賃等（以下「協議運賃」という。）について協議するため、宍粟市地域公共交通会議規約第9条の規定に基づき、宍粟市運賃協議分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 分科会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送に係る運賃等に関する事項
- (2) その他分科会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 分科会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 宍粟市長又はその指名する者
- (2) 協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 神戸運輸監理部長又はその指名する職員
- (4) 住民の代表者

2 委員の任期は、次に掲げる期間とする。ただし、補欠の委員の任期については、前任者の残任期間とする。

- (1) 前項第1号及び第3号に掲げる者にあつては、その職務に就いている期間。
- (2) 前項第2号に掲げる者にあつては、当該協議運賃に係る協議が終了するまでの期間。
- (3) 前項第4号に掲げる者にあつては、宍粟市地域公共交通会議委員の任期と同様の期間。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 分科会に会長を置き、前条第1項第1号の者を充てる。

2 会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第5条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、その委員の代わりの者を出席させることができる。この場合において、代わりに出席した者は、委員とみなす。

4 会議の議決の方法は、原則として全会一致とするが、成立しない場合においては多数決とする。

5 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

6 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 会議において協議が調った事項については、委員及び関係者は、その結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第8条 分科会の庶務は、宍粟市地域公共交通会議事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、令和7年6月25日から施行する。

運賃協議分科会の委員選任（案）

宍粟市運賃協議分科会規約第3条の規定に基づいて、運賃協議分科会委員を次のとおり選任する。

区分	所属	備考
宍粟市長又はその指名する者	宍粟市まちづくり部長	会長
運送事業者	・株式会社ウイング神姫 ・篠陽タクシー有限会社	
神戸運輸監理部長又はその指名する職員	神戸運輸監理部	
住民の代表者	山崎町連合自治会代表	
住民の代表者	一宮町連合自治会代表	
住民の代表者	公募委員	
住民の代表者	公募委員	
住民の代表者	老人クラブ連合会長	